

令和2年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和2年12月9日 午前10時01分開議

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長補佐	山崎栄一
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計課長（会計管理者）	久保田和美
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	高瀬浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年12月9日（水曜日）

午前10時01分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

欠席議員、12番杉山 清君。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、財務課長船橋行子君が欠席のため、補佐の山崎栄一君が出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

傍聴人4名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて60分を超えることはできませんので、質問者、答弁者共に簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告第1号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。
8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） おはようございます。議席番号8番河原井大介でございます。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今日、本日は時間が1時間ということですので、簡潔な答弁をお願いできればと思います。

まず、初めになんですが、9月議会でも質問させていただきましたが、青山の増圧場ということでありました。これは9月の答弁の中で、設備が少し小さい、来年度設備を検討し、そして大きくしていきたいというお話をいただきまして、よかったなと思っていたところなんですが、実は9月と10月と3回ほど漏水、要は水道管の漏水、結論的には断水が起きてしまいました。青山地区、上青山、下青山、勝見沢、春園、小坂というエリアが配水のエリアになっているわけですが、老朽化していくということで、パイプが老朽化し、漏水をし断水をしたと、3回ほど、9月議会から今日までの間にあったと。

いずれにしても、このままの状態ではいけないというふうに思っていますので、まずはこれから、できれば、ストレートに言いますが、老朽管を古いところをチェックしていただきながら、来年度予算をつけていただけるかどうか、まずストレートに確認をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、8番河原井議員の質問にお答えさせていただきます。

ここ数年、年末年始やお盆時期につきまして、本管漏水や青山増圧場の故障による断水が発生し、水道使用者の皆様にご迷惑をおかけしている状況でございます。大変申し訳なく思っておるところでございます。

水道管の水道の老朽管問題につきましては、令和元年度現在、昭和44年度に埋設された水道管をはじめとしまして、耐用年数40年を超過した水道管は町全体で6万960メートルほどあります。近年、水道管の漏水事故等が発生し、適宜修繕を行っているところでございます。

原因としましては、水道管の経年劣化による管路破裂が大半でございます。町としましても、老朽管の更新工事や道路改良事業、下水道事業に合わせて、水道の布設替えを順次行っているところでございます。

今後の対応としましては、埋設管の経年年数、漏水しやすい箇所等を考慮して、老朽管の更新事業を計画的に進め、安定的な給水事業を、給水体制を整備してまいります。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 経年劣化によって老朽化している管、水道管をチェックして修繕していく、直していくということではありますが、来年度きちっと予算をつける予定はありますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

本年度も老朽管の更新工事を行っております。地区としては、下古内におきまして200メートル、錫高野区内において860メートル、石塚2工区合わせて500メートルの老朽管の更新工事を行っておりますが、来年度につきましては、上青山増圧場給水区域内である勝見沢区内の老朽管更新事業に重点的な予算配分をしたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 青山増圧場エリアにおいては、来年度予算をつけるということになりました。ということで、いずれにしても、町民のライフライン、大切な上水道でありますから、生活の向上を目指しながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に移ってまいります。

木質資源の有効活用というふうな質問でございます。

里山といわれる城里町の森林の大部分は、ほとんどが現在放置されている状況です。土地所有者も、自分の土地を管理している人はほとんどいないように見受けられる。従来か

ら、里山に生息している鳥獣類が食料の確保ができないで、里山から人間の居住地域に現れ、有害鳥獣とされているわけですね。今、イノシシとかハクビシンとか。

つい最近、上入野でアライグマが発見されました。発見というか、生息していることが分かりました。アライグマです。今まで城里町では、アライグマというのはなかなか見なかったと思いますが、いずれにしても有害鳥獣、どんどん野生化したそういった鳥獣が、そういった有害なという、有害という言い方はあれなんです、そういった鳥獣が増えているという状況です。

また、古くから、森が海の再生を助け、水産資源を育むといわれている現在の里山の荒れ方を見ていると、自然の循環を妨げることが明らかじゃないか。

ここで、平成31年度に施行されました森林経営管理制度、森林整備に関連する法律で、土地の所有者、自分の土地、森林を管理する責務を負う。管理できない方々は、所属する地方自治体、城里町に森林の管理を依頼したり、要は管理をするということなんですけれども、その地方自治体、城里町が森林整備を行い、従来から里山が果たしてきた機能を取り戻し、健全な里山の育成を行う必要があるのではないかとということが、まずは概要として、私のほうからお伝えしたいことでもあります。この法律をうまく活用することがどうなのかということなんです。

時間もありませんので、質問をさせていただきます。ここで質問します。

そういった里山が荒れている、そして木が様々、そろそろ間伐をしたり、木を切ったり、様々なものがあると思うんですが、そういう状況の中で、城里町には多くの木質の廃棄物が出るのが予測されます。どんどん木を切っていけば、もちろん森林管理制度によって木を切っていけば、木質の廃棄物も出ると思います。そういったものも、例えば2点ですが、環境センターに木質の廃棄物を処理しエネルギー化をすること、木質のペレットにして、それを粉砕しペレット化を行って、一つのエネルギー源とか、そういった自然環境に優しいエネルギーの供給の仕方のアイデアは、今、町でお持ちでしょうか。これが1点目です。

2点目、里山の管理を森林経営管理法、平成31年度の森林の経営管理制度の法律にのって、里山の管理を町としては、今どのように考え、やっているのか。進捗状況等々、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

木材資源の有効利用についてのご質問でございますが、平成30年度に森林経営管理法が可決成立し、平成30年4月より森林経営管理制度が施行されました。森林整備に必要な財源を森林譲与税として、国から全国の都道府県、市町村に毎年譲与されるものです。

譲与額は、令和元年度が200億円、令和2年、3年度が400億円、令和4年、5年度が

500億円、令和6年度から毎年600億円が譲与されます。森林譲与税の用途は、市町村が行う森林の間伐や人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

さて、本町におきましては、9月の定例議会において、森林所有者への意向調査に係る補正予算の承認をいただいておりますので、譲与税基金を活用し、森林整備に向けた意向調査を森林所有者の方へ実施してまいるところでございます。

森林経営管理制度につきましては、緒に就いたところでありまして、今後、森林整備に当たっては、森林所有者の意向調査がポイントとなっておりますので、基礎となる意向調査をしっかりと実施し、効果的な森林整備につなげてまいりたいと考えております。

今後、森林整備に合わせて発生する間伐材等の木材につきましても、費用対効果を検討しつつ、化石燃料の代替エネルギーとして、木質バイオマス燃料としての利活用についても検討を図ってまいります。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、今、現在進行形で検討中だということによろしかったと思いますが、いずれにしても里山、なかなか荒れている、様々そういうこともありまして、しっかりそういった管理制度にのっとして研究・検討、そして実際に動いていただけるように、具現化できるように鋭意努力をしていただければというふうに思います。

では、次の質問に移ってまいります。

3点目であります。3点目、議会の議決の要否についてと、大体この4番、情報開示については連動した質問になるかと思いますが、ご理解いただければというふうに思います。

まず、議会の議決の要否について、3点目のところなんですけど、朝日新聞の報道について、いま一度確認をさせていただければというふうに思っています。

これは10月24日に朝日新聞のほうで報道された内容なんですけど、ここに書いてあるのは、議会を経ず高額の備品、城里町避難所用品や救急車と。城里町の備品購入の契約について、議会を経ないで専決処分したり、議会の議決が必要なのに議決を経ずに契約したりしたとして、町議から疑問の声が上がっている。町議会は上遠野町長に対して、23日、質問状を送付し、説明と情報開示を求めている。町は、緊急性があり専決処分は適当と説明しているが、専門家からは説明責任を求める声が上がっている。

問題視されているのは、7月の臨時議会で予算が可決された避難所間仕切り、予定価格960万円の契約。町条例では、予定価格が700万以上の財産の取得は議会の議決が必要と定めているが、上遠野町長は8月27日に専決処分をした。地方自治法は、議会を招集する時間がないことなどを条件に首長の専決処分を認めている。また、その際は、次の議会で承認を求めるよう定めている。

だが、専決処分は8月21日の議会招集の告示後で、9月議会では上程されなかった。上野町長は、町議に配付した文書で、多忙により失念し上程が漏れたと説明している。町財務課は、コロナ禍で緊急性があり専決処分は適当とする一方、議会側の質問書は、専決処分の条件に合致していないと批判している。

さらに、質問状では、議決を経ていない契約があると指摘している。決算資料などによると、2017年、2018年度の運動器具や救急車、給食用食器洗浄機などの備品購入件3件で、経費は約1,400万から3,000万円だったが、議決を経ていなかった。町条例では、議決が必要な契約は、工事または製造の請負では予定価格約5,000万以上と定めており、城里町は過去の3つの案件について、製造の請負で問題ないと町は主張している。議会側は調査を進めていると。

武田真一郎、成蹊大学の大学院教授（行政法専門家）でありますけれども、専決処分について、議会招集後で緊急性があるか疑問と指摘、ほかの契約についても、契約の実態が売買契約でなく請負といえるかが問題とし、実態は売買契約なのに議会のチェックを免れているとすれば違法で、町長は理由を説明する責任があるという、10月23日朝日新聞の記事が報道がされたということでもあります。

それを踏まえた上で、先月の臨時議会においては、専決処分承認案件がありまして、不承認と議会が認定されております。

これまず、専決処分のほうからお話をさせていただきたいんですが、先日、議会運営委員会でもそうですが、副町長ともお話をさせていただきましたけれども、実際今回、専決処分という問題は、もう一度確認しますが、専決処分の条件は、とても緊急を要するものだったということでした。それは、ただその条件に合致しなければいけないのは、議会をどうしても招集できないということで緊急で招集をします。

今回の場合は、議会の、これも新聞にも書いてありますが、8月21日に議会招集をしてしまって、その6日後に専決処分したと。それは議会が開かれる予定でありますから、それは専決処分というルールには合致しませんし、これは私は臨時議会でもお話をしましたが、現在これは専決処分ではないと。ですから、700万以上の追認を、もう一回議案として追認議案を出していただいて、けじめをつけたほうが、法律的に、自治体の行政のやり方としては望ましいんじゃないかということをお話をさせていただきました。

そういったことで、今回、12月議会に追認議案が出るのかなと思ってはいたんですが、まだ出ていないということなので、まず、その点については、どのように考えているのかお聞きしたいと思いますが、その前に、この間、情報開示請求、この後の質問にも関連はするんですが、情報開示請求をさせていただきました。

それはどういうものかという、2017年と2018年の運動器具や救急車、給食用の食器洗浄機などの備品購入件、これは議会の議決を経ていないものについて、情報開示請求させていただきました。最終的には、財務課と口頭でのやり取りはあったんですが、正式に11

月12日に、情報開示請求条例にのっとして、正式に町側に情報開示をさせていただきました。答えが出てきたのが11月26日です。臨時議会の前日ということになるわけですが、つい先日出てきました。

その内容を見ていくと、救急車、製造請負だというふうになっています。それと、それから仕様書、これで求めたものが何かということ、過去の3つの新聞報道であった案件についての契約書、それから、指名業者であるということなので、入札資格申請書でありました。

これ、入札の指名の委員長であります副町長にお聞きしたいんですが、まず、これは指名競争入札でよろしかったでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 指名競争入札ということで協議をいたしました。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 指名競争入札でやられていたということでしたね。

これ、何が問題かということ、専決処分のことは後でお答えをちょっと、なぜ今回、追認議案出されていなかったのかは後でお答えいただくとして、まず、報道にあった過去の3件の問題について、ちょっとお話というか、確認をしていきたいと思っています。

なぜ、私はちょっと疑問に思ったんですね。城里町は製造請負だということを主張しているわけです。製造請負ということになると、700万円の備品購入であったとしても、議会の議決を経なくてもいいということになっているからです。

しかしながら、大学の専門家の先生もおっしゃっているんですが、これ、契約の実態が売買契約じゃなくて、本当に請負といえるのかなどうかなというところで確認したわけなんです。そのときに知りたかったのは、入札参加資格申請書、つまり通称、いわゆる指名願といわれるものなんですね。城里町だと2年に一度、指名願の申請が各業者からされる。各業者というのは、うちの会社は立派な会社だと、技術もある。そして、様々な商品も売れるし、製造もできるよ、だから、うちの会社をぜひ公的な税金を使う仕事に入れていただきたい、任せていただきたいということが、いわゆる指名願というものです。

各、この指名願のひな形を見てみると、ちょっと疑問に思ったところがあって、入札参加資格申請書なんです。この様式第1号、3号第7条関係、入札参加資格申請書というものがあるんですけども、その中で、（2）番の物品の製造と販売というのが、実は同じ枠に書かれています。これ、ほかの自治体とかでは結構分かれているんですね。なぜならば、分かりやすくするために。

物品の製造というのは物品の製造、そして、販売というのは商品を、物品購入をすることが販売できますよということなんです。これは分けなきゃいけないんです。なぜか。

製造請負というのは、様々な話を聞きましたけれども、オーダーメイドであるということです。オーダーメイドであると、基本。そこに、この申請書にもあるんですが、ここに必要なのは、技術者の経歴書とか、どういう仕事をしてきたのか、技術者が必要なんです。

どういうことかという、一つの物を作ったときに、オーダーメイドとして作ります。そこには技術者が、職人技が必要であり、そして、工場や様々なものが、施設が必要なんです。そういったものを書く欄というものが、実は城里町の指名願というのはあまりないんです。

まずこれは、お話ししますけれども、これってちゃんと分けたほうがよろしいかというふうに思います、この指名願のところは。製造なのか、販売なのか、一緒になっている一つの枠の中では分かりづらいし、ほかの自治体ではそういうこと、今どきやっていないんですよ。これはすぐに直していただきたいなというふうに、この新聞を通して、私も勉強させていただいた一つであります。

その中で、もちろん、そういうふうになるんですけれども、これ何が問題かという、何が確認したかったかという、実際そういった、どういう仕事が製造なのか販売なのかも分からないし、どういう技術者によって作られているのか分からなかったの、それを教えてくださいという話をしたところ、先ほどお話ししましたように、11月26日に出てきた情報開示請求の中では、城里町の入札資格申請書、当時指名入札だといわれていた業者さん及び仕事を取った会社の方々の概要について、どういうものなのかと、中身を確認させてくださいと行って情報開示をしたところ、城里町の文書の管理保存規程に関して、3年だということで、3年が過ぎちゃっているので廃棄処分したというふうな答えが出てきたんです。これ廃棄処分にしたと。うんなるほどと、廃棄処分になったのかと。

じゃ、それと同時に、これちょっと後でまた話しますが、それと同時に契約書、じゃ、契約書はどうなっているのかというふうに話をしました。そうしましたら、契約書はもちろん出てきたわけですね。高規格救急自動車の購入は製造請負の契約書がなされています。

それと、もう一点、給食ですね、給食センターへの食器洗浄機なんですけれども、これも製造請負という契約書で出てきました。

3つ目なんですけれども、城里町民センターアツマーレに入っているトレーニング機購入費、これはセノーという株式会社、セノーさんという会社が取ったらしいんですが、副町長に聞いたところ、これは無資格業者であったと。副町長の言うところには、無資格業者であった、つまり無資格業者というのは、指名願が出されていない会社であったということなんです。プラス、そこで契約書、どういうことなのかと聞いたところ、物品売買契約書というふうに書いてあったんです。物品売買契約書と書いてあります。

そういえば、朝日新聞の報道の中では、全て製造請負だということ、それと、議会議長宛ての公開質問状において、回答文書の中では、町長が、公文書ですが、全て製造の請負

であったと解釈しているとなつてはいるんですが、まず、この契約についてなんですが、これどういうことなのか、ちょっとお話ししていただけますか。

製造請負というふうになっていたわけなんですが、少なくとも2つは製造請負となつていますが、1つは物品売買契約書というふうに出てきましたが、これはどういうことなのか教えてもらえますか。製造請負の根拠を教えてくださいませんか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ご質問の平成29年度七会町民センターのトレーニング機器、平成30年度の高規格救急自動車、同じく平成30年度の学校給食センター給食用洗浄機については、契約の実態が物件の売買か製造の請負であったかの判断でございますが、当時、各備品等を購入する際、単に既製品を購入するのではなく、艤装や改造等の措置を要する特別仕様、受注生産されるものとして仕様書を作成したことから、製造の請負と解釈しているところでございます。

製造の請負として判断する基準でございますが、先ほど申し上げましたとおり、仕様書に基づき受注生産されるもの、特別仕様品であるとの認識でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 結論から言いますが、拡大解釈ですね、それは。拡大解釈です。大きく、本来ある適用を広く見ちゃった拡大解釈です。それは、税金を扱い、そして執行する人間がやるべき行為では、これはちょっとないと思います。ちょっと拡大解釈です。

つまり、特殊なものだと言っているわけなんですが、じゃ、製造の根本的な問題については、いいですか、先ほど言いましたけれども、じゃ製造なのか請負なのか、そもそも指名願もきっちり分かれていないのも同時なんですが、技術者の問題もありますよね。整備もあります。その内容についてもあります。

具体的にちょっと確認していきませんが、じゃこれ、高規格救急車から話をしますね。法人の登記事項を証明する書類、履歴事項全部証明書の目的、これはいわゆる仕事内容についてなんですが、これは日産自動車株式会社さんが取っているんですけども、製造の業務というのは、履歴事項全部証明書の目的には製造はないんですよ。つまり、車を販売したり修理することは可能なんですが、救急車を一からオリジナルで造ると。

もう一度言いますね。唯一無二の城里町の商品をオーダーメイドで造ってもらうのが製造請負だということが、様々な専門家の話の中で見えてきました。ですから、そこには、工程表や図面だったり、それから、これ資料もあるんですけども、そういったものの資料、私、情報開示請求の中で、工程表だったり、図面だったり、仕様書だったり、全てということなんですが、結局出てきたものというのは、契約書と仕様書だけだったんです。図面も確かに給食センターの部分はあるんですけども、それについても、ちょっと後で

にしますが、まず救急車の話ですね。

つまり、そういった法にのっとって人となす法人という登記事項の内容には、製造業務というのではないんですね。それは、あまりにも中身として、そして救急車として、実はこれ、ほかの自治体も、じゃどういうふうに議会の議決案件にしているのかという確認をしたところ、様々出てくるんですけれども、約17件、ここ直近で17件ぐらいの議決案件、議案として出ているケースがあります。ですから、当然特殊なものだというふうな主張というのは、あくまでも拡大解釈であって、町のものです。

具体的には、普通の、今までのものについて、購入するということに関しては、全て議決案件を経たほうが合理的に、そして、この朝日新聞の報道でもあるように、実態というのは売買契約で、本当は請負、だから、唯一無二のオリジナル商品を造ってもらうという段取りではないんですよ。工程表も、図面も、仕様書と、そういった細かいものはありますけれども、ちょっと拡大解釈過ぎると。

だから、今後、私が提案しているのは、みんなで確認をする、どういう商品なのか。実際内容についても、議会の目を通したり、様々なチェック機関を通して確認されたほうがいいんじゃないですかということなんです。

2つ目、例えば、給食での洗浄機の話なんですけど、給食費の洗浄機の仕様書を見ると、型番というふうに書いてあります。型番ですね、参考型番と書いてあるんですけど、つまりパンフレットから、そこからピックアップして、リーフレット、パンフレットから、カタログからピックアップした商品を参考型番として造るわけですから、当然、なかなかそれはオリジナル商品という形ではないんですよ。基本的には物品の購入なんだというふうに思っています。

それで、やっぱりそういうものというのはとても大切な話で、そこら辺をきちっと、拡大解釈しないで誠実に、お金を使うので、皆さんと一緒に、この問題はこうだよ、こうだよと、きちっと確認しながらつくっていくべき問題なんですよ。

挙句の果てに、このセノーという無資格業者、指名業者じゃない。だから、指名に、原理原則として、入札に指名願が出されていない会社が取っているということがちょっと不思議なんですよ。だから、どういう形なんですかというと、どういう会社なのかなと思うと、その資料はもうないというお話なんですね。

いずれにしても、このセノーという株式会社は、物品売買契約書というふうに書いていますから、これをどのように解釈しても、私が読む限り、物品売買契約書と書いてありますから、これは製造請負ではあり得ないですよ、これは公文書ですから。だから、拡大解釈して、特殊だから、特別だから、解釈しちゃっているんですよみたいな言い方は、ちょっと無理、それはできないですよ。

ちゃんと、ここで1回精査して、この3つの議案について、少なくとも百歩譲って、今後は救急車とか、そういった給食の用品というのは、後で、今後気をつけていただければ

と強く思うわけですが、少なくとも物品売買契約書を作ってしまった、無資格業者に渡してしまった、この仕事の内容については、これアツマーレですよ。この後質問もあるかと思いますが、トレーニング機器を買うわけですが、これはまだt o t oからお金が、助成がされていない部分でもありますけれども、この物品売買契約書は、これは追認議案です、少なくとも。これは絶対に今月、12月議会ですから、出したほうがいいですね。どういったって、物品売買契約書と書いちゃった以上、書かれている以上、誰が何と言おうと、解釈をしてはいけません。

以前、前の臨時議会でもそうだったんですけれども、町長は議長に対しての公開質問状に対して答弁をしているわけです。この専決処分については、災害発生時における避難所の間仕切りだから、とても大切に緊急を要したんだと、ただ多忙により失念しちゃったけれどもということの一つの形。そして、過去の3つの問題については、昔は、平成27年8月には、小型動力ポンプ、軽の四輪駆動車のデッキバンタイプの3台、小型ポンプ消防車両ですが、それについては、700万以上の物品購入であったので上程しましたよと。それ以降、今回の件、朝日新聞の報道にされた3点の件については、700万を超える備品購入ということは、全て製造の請負であったと解釈されたため、議会案件として上程しておりませんと言っています。

平成27年から令和元年について、予算と決算が、既に議会の承認をいただいております。議会としてもそのような、同じような解釈で、問題なく決算の承認がされたものと認識しておりますというような、公文書として町長は答弁しているんですが、まずちょっと確認しますが、これ、全て製造の請負であったと解釈されたというふうにあるんですが、誰が解釈したんですか。それだけ、ちょっとまず教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 基本的には役場の組織というのは、担当者から始まりまして、担当の課長、副町長、町長と回って、皆さん印鑑押して決裁されるわけですから、その過程の中で複数の目で確認して、そのように解釈したということだと思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） じゃ、みんなでそう解釈、役所で解釈したよと、担当課が先頭に立って、そういうふうに解釈したよということだと思うんですが、もう一度言いますね。拡大解釈です。もう一度言います、拡大解釈。それはちょっと行き過ぎた解釈ですね。

その後、議会のほうで問題なく決算も承認したじゃないか。確かに一理あるんですよ。おっしゃるとおりなんです。議会でも確認したと、確かに承認をしたということなんですよ。ですから、問題ないでしょうと。要は責任転嫁を図ったり、要はこういうことです、議会議員の一人一人が分からなかったじゃないか。もっと言えば、監査委員の人だって分

からなかったでしょう。だから、そういうふうにですよねとは言いながらも、議会としては、私も含め、この承認をしたということにおいて、大変問題はあると思っています。申し訳ないというふうに、私は心から思っています。

ただ、ここからがポイントですよ。確かに決算の中においては、まず上程もされていませんでしたし、この契約書、そして仕様書を見た議員は、今日まで誰もいないとまず思います。と、もう一点、地方自治法上、議決案件として認定はありますが、残念ながら、執行権を持つ、理事者側が持つ契約の締結や云々について、お金を使う行為について、契約について、我々は認定しているわけではないんですね。どのようにお金が使われたかということで、どのような契約をしたかについては、現在今も違法状態が続いています。これが、法律の専門家や様々な先生と話をした答えでありました。

確かに、議会が決めたんだからそれでいいじゃないか、それは地方政府の在り方として、正しい部分でもあります。残念ながら、そうなんですけれども、地方自治法上、法律上は、契約の過程においてのものについて、過去の問題、もっと言えば、過去の問題を振り返ってどうするんだという話もあるわけですが、そんなことを言ったら、会計検査院も何も要らないわけですよ。お金を使ったものについて、確認作業をするということがいかに大事であるかということは、長い歴史の中で、民主主義や、様々な人類が生きてきた歴史の中で、過去を振り返り、総括をし、前に進むという前提でありましたから、ちょっと大きな話になりましたが、そういうことなんです。

つまり、今は現在、違法状態、少なくとも専決処分だという解釈について、過去の3つの案件については、やや拡大解釈、そして、少なくとも1件ある、セノーという会社が取ったアツマーレにある筋トレマシン、トレーニングマシン、1,300万相当のものは、物品購入と書いてありますから、公文書に。情報開示請求で出された、条例上載っていたものに物品売買契約書と載っているわけですから、これは12月に追認議案を出してください。これは出したほうがいい。

議会としても、この決算は、予算は賛成しているわけですよ、いいですよ。物は買っていいわけです。救急車も、食器洗浄機も、トレーニングマシンも、機器も、それは買っていいんです。ただ、法律にのっとって、議会の議決にのっとって、しっかりやっていかないとけませんよねと確認しているわけですから、それをやっていただけませんかと言言をさせていただいているだけであります。

別に追及しているわけでも何でもないんです。お互いにその部分を、きちっと丁寧に、法律にのっとってやったほうがよろしいでしょうと。なぜならば、税金を使っているから。皆さんのポケットマネーで使われているものだったら結構なんです、税金なんですね。だから、しっかり税金を使うには、かなり厳しいルールが、もちろん法律でありますから、それにのっとってやられたほうがいいんじゃないですかという提言をしているだけなんです。

もう一点、これ、大変あれなんですけど、情報開示請求をしたときに、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、3番と4番、ちょっと一緒にさせていただきます、時間の関係上。

情報開示請求をしたときに、これ、城里町文書整理保存規程に規定する保存年月3年となっているんですけども、これはまずどういうことなのか。何を根拠にしてやっているのか、これ法的な根拠なのか、財務担当者、財務課にお聞きをします。よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐山崎栄一君。

〔財務課長補佐山崎栄一君登壇〕

○財務課長補佐（山崎栄一君） それでは、8番河原井議員のご質問にお答えします。

先ほどの文書保存管理規程に規定する保存期限3年の件でよろしいんですね。

こちらにつきましては、城里町文書整理保存規程というのがございまして、この中の第5条におきまして、文書の保存年限というものが定められております。この中で、（1）が永年保存、（2）が10年保存、（3）が5年保存、（4）が3年保存、（5）が1年保存とありまして、今回の入札参加資格申請書につきましては、この中の（4）の3年保存というところで、その他3年保存の必要を認められるものというところの規定で、3年保存として管理しておりました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

私が、いわゆる平成30年度、この3つの、朝日新聞に載っている過去の3点について、入札資格申請書、いわゆる指名願の提出を求めたところ、城里町文書整理保存規程に規定する保存年限3年の経過によって廃棄処分をしたということだと思えますね。分かりました。それで、廃棄処分をしたということになっていますね。

これ、総務課長にお聞きします。3年という根拠は総務課で決められたんですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員の質問にお答えをいたします。

先ほど財務課長補佐が申しましたとおり、城里町文書整理保存規程というのがございまして、そちらの中で決まっているものでございます。

ちなみに、これは平成17年当時からの規程でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちょっと質問の意図があれだったかもしれませんが、つまと

ころ、結論から言いますね。これ、3年保存、その他3年保存の必要と認められるもの、要は3年保存の必要を認めているから、3年保存にしているんだよという認識だと思うんですね。でも、よく見てください。この城里町文書整理保存規程、その上の段、5年保存のところ、工事または物品に関する書類と書いてあります。

いいですか、総務課長、これ、もう一回確認しますよ。物品を購入したんですよね。製造請負であり、物を買ったんですよね。それを購入するために必要だった書類が、そもそも指名参加、指名の入札をしたことは言っているわけですね。指名入札している書類なんですよ。それを廃棄処分しているということなんですよ。

ということは、これ、いずれにしても5年なんです、多分。これ5年なんです。どう考えても、私も専門家に聞きましたが、これ、3年にして法的な根拠にしていますが、これは5年物です、5年物。この入札参加、工事とか物品に関する書類というのは、5年保存しなければいけないというふうになっているんです。

時間もちょっとあれなので、あれなんです、これ結局、少なくとも給食センターの関連は、聞くところによると工事だというふうになっていますから、もちろん工事または物品に関する資料、これも5年ですからね。

これ、誰が決めたんですか。誰が、結論から言いますね。廃棄処分したのは誰ですか、文書を。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐山崎栄一君。

〔財務課長補佐山崎栄一君登壇〕

○財務課長補佐（山崎栄一君） それでは、8番河原井議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の文書の廃棄につきましては、一応、先ほども、ちょうど3年ということで保存期間を過ぎましたので、財務課のほうで廃棄をしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） これ、大問題ですよ。いいですか。

廃棄処分したのは財務課でやったんです。なるほど。3年と言っていますが、これ、2018年と2017年、18年のやつなので、3年保存にしては3年たっていないじゃないですか、まず。ですよ。いいですか、新聞報道で確認しますが、2017年、18年で、今年2020年ですから、しかも、この文書の規程というのは、その完結した書類から次の年の4月1日からカウントされます。それ、まだ3年たっていないですか。まだたっていないですよ。

2つ目、総務課長、これお聞きしますが、財務課に今、廃棄処分したと言っていますが、廃棄処分をする権限はあるんですか、この城里町文書整理保存規程において。総務課長、

お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員のご質問でございますけれども、文書規程の中では、総務課で一元で管理をして、保存期限が切れているものは廃棄しなさいという指示を出すと。それで各課で廃棄をしたものは、廃棄をしましたという報告をもらうというような規定になっています。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） この一般質問の前に総務課長とお話をさせていただきましたが、城里町は合併して以来、廃棄を処分する簿冊、管理台帳は作ったことがないというふうに聞いています。

文書規程の中では、財務課が勝手に処分することなんかあり得ないです。なぜか。ここに書いてあるわけですね。文書の破棄、第14条、文書の破棄は、6月30日までに次に掲げる方法により行う。これ、一番最初に書いてありますよ。総務課は簿冊の管理台帳から廃棄の対象となる簿冊名を洗い出す。廃棄文書通知書を作成して各課に配付する。つまり、廃棄文書の通知書を作成するのは総務課であり、そして、これを廃棄してくださいねというのが総務課であります。

そして、もう一回確認しますが、これ本当に3年保存なんですか。3年もたっていないんですけれども、プラス、5年物なんですよ。5年物なんです、これは。そういう拡大解釈をしながら、財務課が権限もないのに、情報開示を請求した入札参加、つまり工事や物品購入に関するものの資料がなくなっているなんていうことは、あってはならないことなんです。財務課じゃないんです、総務課なんですね。

これは総務課としては、今どのような思いでいるのかお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員のご質問でございますけれども、先ほども申しましたように、総務課で一元で管理をするということでございますけれども、実務上は、各課で簿冊台帳等ありますけれども、総務課で全部それが見られるわけではない状況です。

ですので、今後、何というんですか、規程の見直しも含めまして、もう少しよりよい方法でできればということで、改善を進めていきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうしますと、現状は各課任せで、総務課はやっていないということになっていますね。つまり、コンプライアンス違反であると、規定違反であるとい

うことが今分かったわけですね。

今後、これは急いで直すということでもよろしいのでしょうか。具体的に、そういうことでもよろしいんですかね。総務課長がうなずいています、つまり、今後はこういうことはないようにする。

ここでまた問題なのが、情報開示に関わるものについて、年数ですよ、どのぐらいやるのか。これはどういうような、誰が決めるのかを、もう一度確認する必要があると思うんですが、これは総務課が、もちろん文書を出したり作ったりするわけですから、総務課内できちっと、法的な根拠によって作るということでもよろしいですか、この年数のものについては。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員さんのご質問ですけれども、先ほども言いましたけれども、文書管理そのものは総務課が行うものでありますので、総務課が中心となりまして、各課と相談させていただいて、よりよいものをつくっていきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、コンプライアンス違反があったということの内容の中で、財務課が今までやってきた内容というのは、これからはなかなか通用しなくなっていくということでもあります。

それと同時に、3年物じゃないし、3年もたっていないし、5年物だし、そこら辺の感覚は、もう一度整理をしていただけるということだと思いたいますが、それは大丈夫ですね、総務課長。そういうことですね。

この議決案件の要否については、このほかにも議会というのは、裁判とかやった場合、損害賠償を請求した、和解した、もしくは損害賠償でお金が出てしまう場合、町が出す場合、そういうのはほとんど議会案件です。ほかの自治体も、そういうものも議会案件になっています。プラス、例えば、もっと例を言えば、町道で事故が起きてしまいました、車が壊れてしまいました。それを保険でお金を払う、そういった場合も、基本的には、ある一定の金額以上だとは思いますが、これも議決案件なんです。

議会にかけながら、どういう状況があって、町の町政、町の政治は、もしくは町の内容は、どういうものがあるのかという確認しながらやる一つの行為でありますので、議会の議決の問題については、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

町長にお聞きしますが、いずれにしても、追認議案はきちっと出されますか、拡大解釈はやめて。きちっとした追認議案を今月議会に出されますか。専門家のプロパーが作れば、10分、15分で文書は作成できるはずですよ。あと、中身はきちっとこの段階で分かっているはずですよ。その追認議案を専決処分も含め、出されますか。プラス、先ほど、この5年物、

現在財務課によって処分をされている、そういったコンプライアンス違反についてはどのように直すのか、トップリーダーとしてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

過去、平成29年度、平成30年度の製造の請負として購入されました各種の器具や車両でございますが、予算書上も、こういった器具を買いますよということで予算に計上し、決算でも、これを買いましたよということで決算でも報告し、その過程では、出納検査の中で契約書も、議会から来ていただいている監査委員にも見ていただき、そして議会の決算委員会でも審議をしていただき、承認を受けたものでございますから、町としても、議会としても、これは製造の請負と解釈して、予算と決算を承認したというふうに理解しております。

そのことについて、今から、実はあれは製造の請負ではなかったというふうに今から追認議案を出すというのは、これまでの予算審議、決算審議の過程から考えて、おかしいものになりますので、既に予算、決算共に承認されました過去の案件につきましては、追認議案として出すということはないと考えております。

ただ、一方、今回、河原井議員から貴重なご指摘をいただきましたので、製造の請負に関する解釈の在り方についてですが、狭く解釈しまして、物品の購入ともいえるのではないかと思うと解釈できるものについては、議会案件として、今後個別に提案していきたいというふうに思っております。

本議会におきましても、追加提案として、最終日に2つの議会承認の工事及び物品購入の案件を提出しております。こういったことから、執行部として改善する姿勢を見せているということをご理解いただければというふうに思います。

また、こういった管理責任を痛切に感じまして、私と副町長の給与を10%、3か月削減することを提案しているところでありますので、町としての姿勢について、しっかりと河原井議員のご指摘を重く受け止めて、改善及び反省をしているということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、文書の管理規程についてということでございますが、16の課において日々文書が作られ続けていまして、その文書について、総務課で一元的に、どういう文書が作られているかを把握し管理していくというのも無理があるかもしれません。実態に合わせて、実際に運用できるような規程に直すことも含めて、文書管理規程の在り方についてもしっかりと見直していきたいというふうに思っております。

ご指摘ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） もう時間ないのであれなんですけれども、結論から言いますよ。現在、違法状態です。現在、違法状態なんです。議会議員の議員が気づいてしまったんです。

決算しようが何しようが、これは消滅はできないんです。つまり、決算をしたところで、それによって、契約の中身について確認が違った場合、法律上は全く別時限の別の話ですから、それを議会が通した通さないじゃなくて、気づいてしまった段階で、それをそのときに是正するということが、行政が、税金を使う者が考えなければいけないということなんです。それはやってくださいと。別に、きちっと議案を出せばいいだけの話じゃないですか。全然何もおかしくなりませんから。これは間違ったことが、間違ったと気づいてしまった以上、新聞報道にも出ている以上、けじめをつけたほうがいいと。誠実さが無い、誠実さが。

8年前に町長選挙で出たときに、情報開示、そして誠実さ、そしてさらには、みんなと話し合っただけで決めていこうと言っていた、その町長の姿の今の誠実さが無い。それを思い出してほしいな、そう思います。誠実さ、お願いします。

それで、文書管理規程の保存で、日々作られていて忙しいから、多忙により忙しいよという話になっているんですけれども、これは総務課で一元管理しなけりゃいけないというルールをずっとやってこなかったということだけの話じゃなくて、財務課が3年もたっていないものを処分しているんですよ、まず。それについて、どう思っているのかということを確認をしているんですよ。時間もないですから、あれですけれどもね。

これ、大問題ですからね。ちゃんと、だから、情報開示請求して資料出てこない、だって、これは少なくとも5年保存のものなんです。いずれにしても、そのことを強く言いながら、最後の質問に移ってまいりますけれども、とにかく誠実さを持って、しっかりやっていただきたい。

5点目なんです、黒澤止幾の生家整備計画が、来週から建設検討委員会がスタートするというお話なんですけれども、これ、クラウドファンディングをやると、ちょうど1年前、クラウドファンディングをやると、町の一般財源に頼るということではなくて、土地についても、寄附をいただけるものであれば寄附を受け取ったり、あるいは整備費用についても、クラウドファンディングだとか、いろんな寄附を募る手法があると思います。善意の資金を募って整備をしたらいかがなものかというふうに思っておりますがということなんです、いつから始まるのか、いつからやるのかお聞きをします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 8番、河原井議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、歴史民俗資料館黒沢止幾生家保存活用計画ということで作成いたしました。今年度は、歴史民俗資料館黒沢止幾生家保存活用計画検討委員会を設置いたしまして、先ほ

ど議員がおっしゃられましたように、12月17日にその委員会、第1回目の開催を予定しているところでございます。

今後の進め方については、検討委員会に諮りながら、クラウドファンディングの活用や寄附金の募集などを併せて検討してまいります。

クラウドファンディングについては、まだ着手できず、クラウドファンディングを立ち上げるためには、現時点ではまだ目標額が決まってございませんので、検討委員会で諮ってからになる見込みでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしましても、クラウドファンディングやるということですから、精いっぱいやっていただければというふうに思っています。

最後になりますけれども、町長、やっぱり誠実さを思い出してほしいし、持っているかどうか分かりませんが、これ、きっちりやったほうがいいと思っています、本当に。だって、そのときおかしいと思って、文書だってなくなっちゃうんですよ、文書だってなくなっちゃう。プラス、その資料を含めたところで、5年なんだか3年保存だか曖昧じゃないですか。その根拠は何かといたら、言えていないじゃないですか。言えるわけがないんですよ、ないから。

だから、ちゃんとルールにのっとって、税金を使うんだったらば、税金を動かすならば、しっかりやっていただきたい。それを最後にお願いしまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第2号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 通告に従いまして、4番藤咲芙美子です。

4点質問いたします。

まず初めに、子ども・子育て支援についてお伺いいたします。

私は、この町で実施している給食無料化に強く共鳴をし、賛同もしております。

町が策定した子ども・子育て支援事業計画でも、次のように記されています。子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援いたします。それから、全ての子育て家庭が安心して取り組むことができるように応援します。それと、子育てを社会全体で応援しますと記されています。私は、この3つの趣旨にも賛同いたします。

そして、この趣旨がよりよく生きるために、私は、この町の住民で、いろいろな事情で町外の学校に通っている児童・生徒、例えば身体的事情で通っている子や、その家の都合で町外に通っている子もいます。このような事情のある子供に対しても、同様の趣旨が生

きる方策を取る必要があるのではないかと考えています。

同じ町内にいて、一方は給食費が無償だが、もう一方では有償だというのは、平等という観点から、教育の視点上、好ましくないのではないかと考えています。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） すみません、私語を慎んでください。よろしく申し上げます。
町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

現在、小・中学校の児童・生徒の給食につきましては、子育て支援として、保護者の経済的負担の軽減と町内小・中学校の児童・生徒数の区域外への流出を極力防ぐための施策として、城里町立の小学校、中学校に在籍する児童・生徒の給食費を無料としております。

城里町に居住して、城里町立小・中学校以外の学校へ通学している児童・生徒に対する給食費の補助等につきましては、さきに述べた施策の観点、児童・生徒の減少防止効果に影響することが危惧されることから、現時点では補助等の支援はしておりません。

今後についてであります。例えば障害をお持ちで、町内の小学校にどうしても通えないとか、そういった特別な事情がある方、経済的に裕福で、自分の考えで私立学校に入れている方とはまた違って、そういう障害をお持ちとか、やむを得ない事情で町外の学校へ通っている場合については、これからちょっと配慮を検討する必要もあるのかなというふうには思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 検討していただけるということなんですけれども、よく分かりました。

では、町外に通っている児童・生徒は、誰もいないということではないと思うんですけれども、いるのであれば、その対象者は、どれぐらい金額がかかるのでしょうか。それぞれプライベートな教育方針もあるでしょうし、先ほど、経済的なところとか、障害的な子供たちに対しては考えていくということなんですけれども、福祉関係などなど、事情の中で町外に通う子供もいると思うんです。

例えば、そちらもあるんですけれども、町外から移転してきたけれども、子供のために転校しないで、町外に通わせているということの事情もあります。特に障害を持った子供たちは、何らかの形で差別を抱いていると思うんです。町の子育て教育には、そのような差別感が少しでも緩和されることを私は望んでおります。

町外の通学対象者への金額は幾らぐらいかかるのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと金額については、現在算出をしておりませんので、確認はできませんが、町外の小・中学校へ通っている方は現在38名おります。そのうち、障害等をお持ちで、水戸飯富特別支援学校の通学者は小学校9人、中学校2人で11人いらっしゃるということでございます。

金額については、今は出していないですが、どういう対象にするかによって大きく変わるかと思いますので、お答えすることは現状ではできません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 38名中、支援が小・中合わせて11名ということです。

この11名というのは、今、給食費がどのくらいあるか、ちょっと小・中学校を合わせると、私も計算はしていませんが、これは払えないというか、補助できない金額ではないのではないかと私は思います。

もしこの11人、特別支援学校では全額県から払っているのか、それとも所得制限があるのか。所得制限によって半分だったり、全額だったり、3分の1だったりしているのか、県でどのくらい補助しているのかというようなことを、ちょっと調べてほしいというようなことで事前に伝えておいたんですけども、そのところ、答えていただいていないんですが、もし分かっていたらお答えいただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま、4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

特別支援学校等に通学されている方のうち、特別支援教育就学のための支援制度がございます。その中に、給食費等につきましても、収入により支援がされるということになってございます。

収入の基準につきましては、基準生活費の1.5倍未満でありますと全額補助、また、基準生活費の1.5倍以上2.5倍未満ですと2分の1、半額の補助という制度を、飯富支援学校でも活用しているということを聞いております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 補助を出しているということは、全額ではないということですよ。

もし全額でなければ、全額に見合うようなプラス上乗せなどを町ではできないのかなというようなことをちょっとお伺いしたいなと思っております。それを取りあえずお答えい

ただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいまの件につきましても、先ほど町長が答弁したように、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） これは町では、本当に払えない金額ではないのではないかと、私、思っております。

令和2年3月に、これですね、子ども・子育て支援、これは、町長の写真がここに一番最初に載っております、事業課が発行されています。この冊子の内容にも、子育て支援を子供の幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立って社会全体で支援しますと記されております。私もこの計画に賛同いたします。ぜひ一緒に取り組んでいきたいなと思っております。

それには、給食費無償化について、どこの学校に通学しているかにかかわらず、特に支援学校に通学している子供たちは一部負担であります。町に住んでいる全ての児童・生徒が対象となるよう無償化を求めたいと思います。

次の質問に移ります。

男女共同参画推進についてお伺いいたします。

今、社会は、女性の社会進出に伴って、男女平等、ジェンダー平等の考えが日に日に大きくなっています。ところが、昨年の日本のジェンダー指数は世界で121位という状態です。

現在、自民党の内部でも、選択的夫婦別性の問題が議論になっていると聞いております。女性が活躍すれば、社会が元気になるともいわれています。

城里町も、平成29年に男女共同参画基本計画、とてもすばらしい冊子です。町で作られています。これ策定されています。その中に、女性職員の管理監督者への登用促進が盛り込まれています。私も、同じ女性として喜ばしいと思っております。

ところが、現在、城里町職員では、女性管理の監督者への登用率は芳しいものとはいえない状態にあると思います。女性が社会的に進出し、女性の知恵が生かされる城里町のために、女性職員の幹部登用促進、それから非正規職員の待遇改善が急速に求められます。さらに、ジェンダー平等についての町長の認識をお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

男女共同参画推進に関するご質問でございました。平成31年4月1日時点で、管理職の

うち一般行政職で、課長相当職の女性職員はいませんでした。令和2年12月1日現在では2名となっております。

県内自治体全体の女性幹部職員の登用状況を見ますと、平成31年4月1日時点で11.2%でございました。城里町の現在の幹部職員における女性の比率は12.5%となっておりますので、県内平均を上回る女性管理職の登用が行われております。

一方、課長の1つ下の課長補佐相当職の登用率については、平成31年4月1日時点で30.4%となっており、県の平均が23.5%でありますから、県平均を10%以上多く上回る課長補佐の登用比率となっております。

このようなことで、既に城里町におきましては、女性職員の幹部比率が高くなっているわけでありますが、国の第4次男女共同参画基本計画においても、あらゆる分野における女性の活躍が強調されています。当町としても、女性が働きやすい環境を整備するとともに、人材育成に努め、女性の活躍を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、非正規職員の待遇改善についてでございました。

地方自治体における臨時非常職員の任用要件を厳格化し、新たに期限付任用である会計年度任用職員制度を新設するとして地方公務員法及び地方自治法の一部の改正が令和2年4月1日に施行されました。これまでと比べて、夏季休暇や結婚休暇など、有給休暇や期末手当等が拡充されております。今後も法律改正や近隣自治体の動向を注視しつつ、適正な管理に努めたいと考えております。

また、ジェンダー平等についての考えでございますが、ジェンダー平等は、性別に基づく偏見や男女の雇用、賃金格差といった経済的な不平等がない社会であり、世界共通の課題であります。今後も国や県と歩調を合わせ、啓発活動による男女平等の意識づくりや平等に参画できる機会づくり等、計画的にこれを推進してまいりたいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 県よりも上回っているパーセンテージが示されました。しかし、このパーセンテージで、登用率で本当によいと思っておりますか。

全国自治体で20%から30%です。今、課長補佐のことを町長お話しされましたけれども、課長補佐は決定権がやっぱりなかったりとか、いろんな形で、きちんとしたところに生かされていないということがあるのではないかと思うんですけれども、補佐は十分大事なこともよく存じております。私、常に接しておりますので、しっかり確認をさせていただいてまして、重要なところはしっかりできると思う、しかし、課長補佐と課長というものはまた違ってきます。そういうようなところで、少し上げていただければいいかなと思っております。

県内自治体でも同様に、30%まで拡大すると目標を設定しています。自治体の女性幹部職員を何%にするつもりなのかというようなことをお聞きしようと思ったんですが、これは

12.5%で、これからどのぐらいの目標にしていくのかなというようなことを、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

また、非正規職員は女性が多いと思います。それから、非正規職員の待遇改善も特に求めていきたいなと思っております。答弁お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今後も女性幹部職員の登用に努めてまいりたいと思います。

城里町では、私、毎年全職員に一人一人希望調査表を書いてもらって、その上で全職員と面談をしておりますが、管理職になりたいという方と、なりたくないという方と、いろんな希望を出されますので、そういった本人の考えや希望も尊重しながら、登用の推進に当たっていききたいというふうに思っております。

また、臨時非常勤の任用要件が厳格されて、新たに設定された会計年度任用職員制度がありますが、会計年度任用職員の時給等の条件についても、他市町村の募集賃金の水準等も比較しながら、劣ることのないように設定していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） いろいろ全職員と面談しているということをお聞きしました。そういうようなことで、少し、どのぐらいまで高くするのかというようなことは、ちょっと答えてもらっていませんけれども。

町長の町の将来像は、共に輝く住みよい町を築き、人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会環境づくりが求められるとっております。言いましたね、町長。この言葉を町長の町民に対する、議会に対する、そして、何よりも職員の皆さんに対する約束と考えてよろしいのでしょうか。確認をいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今後とも住みよいまちづくりを目指して、そして男女共同参画を進めて、男女共に生き生きとできるまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 町で出された男女共同参画基本計画のアンケートをご覧になっていますね、町長。このアンケートの中には、たくさんの切実な声が出されています。この声が活かされるように、これだけしっかり皆さん、声を出しているんですよ。これが本当に活かされるように、取組方針がより実現ができるように私は願っております。

女性の管理監督者の登用促進とともに、女性が活躍し、知恵が生かされるように、そして実力が発揮されるような環境づくり、正規職員の待遇改善を求めて、次の質問に移りたいと思います。

ホーリーホックからの使用料についてですが、9月に引き続いて質問です。

法律や条例によれば、ホーリーホックから入るグラウンド使用料800万円は、指定管理の開発公社に入るのではなく、町の歳入に繰り入れられるべきではないかとただしました。町長の答弁は、収支が成り立たなくなってしまうというものでした。

町政は一部の人のためにあるのではなく、町民の暮らしの向上、健康のためにあると考えます。開発公社の収支のためなら違法も許されるというのは成り立ちません。ホーリーホックの800万円は開発公社ではなく、町の収支として取り扱うべきです。

是正は町政のために不可欠だと考え、再び質問をいたします。

地方自治法210条で、1会計年度における一切の収入及び支出は全て、これを歳入歳出に編入しなければならないと明記してあります。地方自治法や条例を調べましたが、指定管理は管理を委託する、これは244条の2の第3項に書いてあります。指定管理は管理を委託するというだけで、施設の所有権まで委託するようにはなっておりません。

また、町民センターの収入、つまり開発公社が収受できるものは、使用料及び手数料条例、これは町民センター設置管理条例、それから城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、これは町長もご存じで、つくったほうですので分かりますけれども、条例に定められたものに限定されています。

ホーリーホックから入る使用料800万円は、町の歳入に繰り入れるよう改めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、藤咲議員からの質問に、引き続き回答させていただきます。

9月の定例会の一般質問でもご説明をいたしました。昨年までは、株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホックと締結した城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書、その協定書を補足するための協定書等により、町にグラウンド使用料年間税込み800万円の支払いがありました。本年4月から城里町開発公社が指定管理者になってからは、城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例第11条で、町民センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、管理業務のほか、当該指定管理者に町民センターの施設及び施設の利用に係る料金を収受させることができるとの規定がありまして、この規定により、指定管理者である城里町開発公社がグラウンド使用料を収受して、収入の一部としていることに問題はないと考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） 地方自治法244条の2の8項の収受させることができると、これありますね。この使用料、使用者、利用者が収受させることができるというのは、ちょっと聞いてくださいね。使用者、利用者が使用、利用した場合の料金は、もちろん施設を利用したり、住民票や様々な証明の手数料などに収受させることができますとあるんです。これは地方自治法244条2の8項にも、町民センター設置管理条例8条の使用料にも明記してあります。条例に沿って公正・公平に収受してください。これはしっかりと収受していいと思うんですよ、そこに書いてありますから。

しかし、この城里町使用料及び手数料条例2の別表5をご存じですか。別表5でも明らかのように、区分、グラウンドの摘要欄には、1名1時間当たりの金額、町民団体等のみ利用可と記されているだけです。ホーリーホックの使用料は受け取ってよいという内容のものはどこにも書いてありません。ホーリーホックの800万円はどこにも属さない、だから町の歳入に入れるべきだと言っております。答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 水戸ホーリーホックにつきましては、間違いなく城里町内に住所を置いておまして、城里町の中にある一つの法人でありますから、もちろん法人住民税等もお支払いをいただいておりますし、使わせることができないというふうにはできないと、使うことは当然できるということでございます。

また、条例の中でも、別に定める場合を除きというふうなことが前文に書いてあると思うんですが、その協定書において、別に800万円ホーリーホックが払うということで、これは非常に大きな金額になるわけですが、そのような別の定めに基づいて800万円をお支払いいただいているということで、条例上、法令上も問題ないものと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4 番藤咲芙美子君。

〔4 番藤咲芙美子君登壇〕

○4 番（藤咲芙美子君） 町に住所が置いてあると、ホーリーホックは置いてあるとお聞きいたしました。町に置いてあっても、それは、今法人と言いましたよね。町民の団体のみ利用可と言いました、私は。それなのに、法人の置いてある住民税をもらっている法人であるということなんですけれども、法人というのは、それは町長から今答弁いただいたのでいいんですけれども、地方自治法244条の2の3項、条例の定めにより指定するもの、施設の管理を行わせることができる、管理のみです。また、町の公の施設における指定管理者の指定手続等に対する条例から見ても、あくまでも管理することができるだけです。所有権まで委託するものではありません。

地方自治法231条にもありますが、納入通知を出さなければならない条例ですが、町は

800万円を5期に分割して、その都度100万円、200万円を支払うよう、ホーリーホックに正式に請求書を出しているのではないですか。そんなに軽々と開発公社に渡せるものではないんですよ。使用料、手数料、どこにも属さないものなんですよ。これは210条にのっとり、町に繰り入れるものです。これは、800万円は町の財産なんです。

請求書をこれ、毎回きちんと出していますよね。出して、きちんと受け取りましたという、ちゃんと書いてあります。だから、ホーリーホックからもらっているのはよく分かりますよ。しかし、これは町の財産なんです。こういうことで、きちんと請求書を出しているということは町の財産です。ですので、これは町に入れるべきです。答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） もちろん、指定管理施設は町の財産であります。例えば、ホロルの湯も町の財産ですけれども、ホロルの湯を皆さんが利用して様々なサービスを受ける時の入場料収入とか食事代とかは、町の会計じゃなくて、城里町開発公社の会計に入って、そのお金と指定管理料金でもって職員の給料を出したり、維持管理に係る草刈りをやったり清掃したりしているわけです。

七会町民センターについても同じことでありまして、七会町民センター自体は町のものであるんですが、そこの七会町民センターのグラウンドを利用した方からの様々な料金については、開発公社が収受して、そして町からの指定管理料を足して、その施設を適切に管理するというのが指定管理者制度でございますから、地方自治法244条においても、公の施設に係る料金も、そういった処理ができるということが読めるわけでありまして。

もちろん藤咲議員の言うとおり、指定管理に今回出されている道の駅かつらの建物も、建物は間違いなく町のものであります。そこで行われる売上金とかといったものは、町の会計に入るんじゃなくて、指定管理者であるかつら振興センターですね、山桜であれば株式会社山桜に売上代金は入って、そのお金でもって施設を運営していくわけですから、施設を運営しているのに、そこから入る料金については町に取られてしまっただけで、指定管理者として管理ができなくなってしまうので、指定管理者制度というのはそもそもそういう制度でありますので、町の財産を第三の法人に管理を委ねて収入と支出を合わせてやっていただくという制度でございますから、この制度の趣旨について、どうぞご理解いただくようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 理解できません、私も。これは歪曲化させていますよ、町長。私、先ほどから言っています。210条に従って、しっかりと収受して納めてください。町の税金なんです、これは町のものなんです、財産は。

これは9月の議会でも、町長の答弁、使用料を町で取ってしまったら開発公社として収支が取れなくなってしまうというのは、今の答弁からもよく分かります。開発公社も非常に大変な思いをしているんだろうなと思うんですよ。それはよく分かります。

しかし、それは、開発公社の経営は本当に大事なことなんですよ。問題だと思えます。しかし、これは別問題ですからね。開発公社の経営が大変だから、この800万円は開発公社に入れるんだという、無理やり歪曲させて納得させるような、そういうやり方はしないでください。これは非常に大きな問題です。

町民センター設置管理に関する条例において、町民センターの収入として扱えるものは、城里町使用料及び手数料条例8条に定められたものに限りです。ホーリーホックからのグラウンド使用料は、そのどこにも該当しません。地方自治法244条の2の3項及び城里町指定管理手続に関する条例、それから町民センター設置管理条例のどれを見ても、管理のみなんです。使用料を開発公社に入れてもよいという条項はありません。項目はありません。

したがって、地方自治法210条、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出に編入しなければならないの規定に基づき、町の歳入として入れるべきなのではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

9月でもご質問いただいておりますので、事務方としても内容等、整理をさせていただきました。その整理した内容を順を追って、ちょっとお時間をいただいてご説明をさせていただきます。

まず、議員初めに申されました地方自治法210条の規定でございますが、総計予算主義の原則に基づいて示されている条文でございます。確かに議員おっしゃるように、条文につきましては、1会計年度における一切の収入及び支出は全て、これを収入支出予算に編入しなければならないと規定されております。そうした中で、我々事務職員としましては、このような法解釈をするときに、逐条解説というものを読んで中身を精査しているわけでございます。

本条における解釈では、本条は総計予算主義の原則に関する規定である。あらかじめ、中間ちょっと省略しますが、なお書において、第244条の2第8項に定めるところにより、指定管理者に収受させる公の施設の利用に係る料金、ここでいいますところの使用料金になります、を地方公共団体の収入ではないと示されてございます。

次に、地方自治法第224条の2、公の施設の設置、管理及び廃止についての条文でございます。

議員おっしゃるように、まず3項の規定がございまして、その後に4項の規定がござい
ます。4項の条文を読みますと、前条の条例には、これは町が定める条例ですね、には指
定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項
を定めるものとする規定されております。この規定を受けまして、城里町七会町民セン
ターの設置及び管理に関する条例では、第5条で指定管理者による管理、地方自治法第
244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で町長が定める者に行わせることが
できると規定しまして、第6条では指定管理者が行う業務についてを、また第7条では指
定管理者の権限を規定しているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、今回議員がおっしゃいましたように、地方自治法第244
条の2第8項の規定と、指定管理者の募集要綱の中の4ページ、5ページにも同じような
内容で、運営に係る費用は施設等の使用料及び物品等の販売から得る収益を収入として充
当できるとしていることから、株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホックからのグ
ラウンド使用料を指定管理者である一般財団法人城里町開発公社が収入として収受しても
差し支えないものと考えてございますので、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） お互いに、条例はそれになって、条例どおりに進めているとい
うことですがけれども、このホーリーホックの800万はどこに属するかということで、今論
争しているところなんですけれども、やっぱりどこに何があるかといったら、確かにそれ
はそうなんですけれども、先ほどのように、この請求書を町で出しているんですよ、ホー
リーホックに。そういう、しっかりとした法人に出しているというのに、指定管理者に委
託したから、その800万円も開発公社に入るという無理難題というのは、それはやっぱり
おかしいと思うんですよ。

ですので、何のためにそれをやるのか。町長の最初の答弁、いいですか。このグラウン
ドの使用料800万、これを町に入れてしまったら収支が成り立たなくなってしまうと、そ
ういう簡単なことを答弁されたもので、私もちょっと、それじゃおかしいんじゃないかと
いう、そういう思いからずっと調べていって、条例を見てきたんですけれども、やっぱり
これは地方自治法2条16項にも法令に違反して、その処理をしてはならないと書かれてい
ます。

私はホーリーホックからの、いわゆる手数料の800万円を開発公社に入れるというのは、
あくまでも法令に違反するかと考えています。さらに、第2条17項には、このような事務の
処理を無効とすると書かれています。町長、これ無効とすることは考えていませんか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

誤解なきように、請求書が町から出ているということですが、藤咲議員がお持ちのものは、去年、指定管理者制度が導入される前のものだと思います。ここからちょっとよく見えませんが、指定管理者制度に移行した後は、開発公社から請求書を送って、開発公社へ納入されていますので、年度が違いますので、今年はそのようなことはないですよということは、まず訂正をしておきたいというふうに思います。

また、法令・条例上、きちんと整備されていて問題ないということについては、担当課長から述べたとおりでございます。ということでございますので、この処理を無効にするということは、契約上も安定性を欠くものになりますので、そういったことは考えておりません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。どうしても改められないということなんです。条例違反ではないかと私は言っています。

最後に、町民の利益よりも開発公社の利益を優先する、開発公社の収支のために法令を無視してもいいというのは、法治主義にもとる、あるまじき行為です。ホーリーホックの800万円は法律や条例に基づき、町の収入として入れるべきです。どうしても改められないということもありますので、このまま、これ以上言っても同じような結果でしょう。そんなことで、行政として法令・条例違反はあるまじき行為です。

改めないことを強く抗議し、次の質問に移らせていただきます。

t o t oからの助成金についてです。

政治責任を問うています。t o t oの助成金について、町長は、七会町民センターグラウンド整備は、スポーツ振興くじ協会t o t oからも補助を受けたので執行できると明言しました。2018年2月の広報紙でも明らかです。補助を受けられることが前提で、グラウンド整備を執行してきました。しかし、既に3年になりますが、まだt o t oからの4,000万円の助成金は入金されていません。これによって、4,000万円は町の財政から支出しました。町民の損害でもあります。その分の本来町に供すべき財政がグラウンドの設備費に回ったことになります。4,000万円というのは給食費の8割に匹敵する額です。決して少ない額ではありません。

t o t oと町の接点は、城里町として町長1人です。町長の責任は明らかです。今後とも4,000万円が入金されないとすれば、交渉に当たっている町長の責任は大きいと思います。少なくとも道義的責任、政治的責任は免れないと思います。どのように責任を取るつもりですか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、質問に回答させていただきます。

七会町民センター芝生グラウンドの1面分につきましては、平成29年4月にスポーツ振興くじ助成金の交付の内定を受け、さらに、平成30年2月に約4,000万円の交付の決定を受けております。その後、助成金の確定と振込が留保されているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などが最優先される中ではありますが、スポーツ振興くじ助成金を管理する日本スポーツ振興センターに対して、当グラウンドにおけるこれまでの住民利用の実績や今後の取組姿勢を説明し、助成金の確定等、振込をしていただけるよう努力をしております。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 私は、努力をしているということは聞いておりません。どういう責任を取るのかを聞いております。努力しているかないかの問題ではないんです。政治責任なんです。

先ほど言いましたよね、もう3年になるんですよ。入るのであれば、既に3年も前に入っています。それがいまだに入らないということの責任を聞いています。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 町としましては、新型コロナウイルス感染症防止対策など優先される中ではありますが、スポーツ振興くじ助成金を管理する日本スポーツ振興センターに対して、当グラウンドにおけるこれまでの住民利用の実績や今後の取組姿勢を説明し、助成金の確定と振込をしていただくよう努力をしております。

支給されないことを前提にした質問に答えるのは適切でないというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 私たちも努力しているというような言葉、適切ではないということを知りましたが、3年、4年、5年全て、じゃそのまま待って、いつか入るだろう、いつか入るだろうと10年待って、ああやっぱり入っていませんでしたというようなことのないように、もちろんそれはあり得るんじゃないかと私は心配しています。だから今、質問しているんです。3年もたちました。

もちろん、私たち議員も、4,000万円の助成金が入ることを前提に物事を捉えていたと思います。町長も繰り返し、助成を受けていると言ってきました。また、特別調査委員会でも、このグラウンドは町民に開かれたグラウンドだと言ってきました。しかし、3年たった今でも助成金は入らず、4,000万円は既に町の財政から負担しています。

この4,000万円が入らないことに、ただ1人交渉に当たった町長の政治責任がないとは

いえません。既に支出してしまった4,000万円の責任、助成が受けられない責任をどのように取るおつもりですか。もう一度お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） なかなかちょっと話がかみ合わなくて、本当に申し訳ないんですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などが優先される中ではあります、スポーツ振興くじ助成金を管理する日本スポーツ振興センターに対して、当グラウンドにおけるこれまでの住民利用の実績や今後の取組姿勢を説明し、助成金の確定と振込をさせていただけるよう努力をしまっている所存でございます。

助成金がもらえないという確定をいただいているわけではありませんので、助成金がもらえないという前提での説明を今、私が公の場ですということは、適切でないというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 適切でない、適切でないという答弁は繰り返されますが、私は、なかなか入らなかったときの責任をどう取るかと言っております。どうしても答えられないのであれば、ちょっと別の角度からお聞きいたしますね。

調査特別委員会の報告書の中で、平成29年3月2日、スポーツ振興センター3階会議室において、支援第3課の3人と面談された記録があります。これは平成29年3月2日資料4、これですね、特別調査委員会の資料4です。これに書いてあります。

t o t oが助成を出すための対象となるのは、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる施設が大前提で、J2誘致のために練習場を整備する助成は目的を損なうということが1つ、それから、2つ目は、利用頻度として、J2の練習が優先で、利用しないときに住民に開放するようかがあるというのが2つ、3つ目、Jリーグが使用するものにt o t oの助成は行えないと。t o t oは助成を出すための条件を、平成29年3月にきっちり町に伝えているんです。この条件に合っていないから、助成の対象に及んでいないから、助成が受けられないのではないんですか。

町民に町長は、t o t oから助成金は出ると言い続けていますが、3年たっても出ないです。助成金が出ないときの責任はどう取るんですか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

その場でちょっと、どういう口頭でのやり取りがあったかは、私はその場にいなかったもので、存じ上げないところでありますが、事実関係としましては、先ほどの答弁のとおり、平成29年4月に公文書で交付の内定を受け、30年2月に交付の決定を、これは理事長名で

印鑑を押したもので交付の決定をいただいております。

その中で、様々な地域住民の利用状況について、しっかりとスポーツ振興くじ助成金を管理する日本スポーツ振興センターに対して、当グラウンドにおけるこれまでの住民利用の実績、それから城里町の今後の取組姿勢をしっかりと説明し、交付決定どおりに振込をしていただけるように、しっかりと説明を続けてまいりたいというふうに思っております。

本当にまた繰り返になってしまうんですが、現状としては、公文書で交付の決定をいただいている状態ですので、そのような中で、交付されないことを前提として、私がどうするこうするという話を、こうした公の場で話すということは適切でないというふうに考えますので、あくまで、決定どおりお支払いいただけるよう努力をしているという答弁でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） そうですか。努力はいろいろあると思うんですけども、今3つ言いました。t o t oから助成を受けられない理由、3つ言いましたね。それに努力を認められませんか。

本当に、私はもう一度質問するんですけども、もう一つ、入らない助成の理由の4つ目に、t o t oは報道に対し、今後、さもt o t oの助成が確定しているような表現を行わないでほしいと希望を述べています。ところが、町のホームページの町民センターの項を開きますと、いまだにスポーツ振興くじ助成金を受けて整備しましたと表示されているんです。これはうそですよ。おかしいですよ。t o t oは、これをやめてほしいと言っているんですよ。ホームページの削除もしないで、助成を受けられたと言い続けていることに、町民をだましていることになりますよ。うそを表示している、あるまじき行為だと言わざるを得ません。

助成を受けられなかったときの責任はどう取るんですか、取らないんですか。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えします。

また繰り返になってしまうんですが、当町としましては、平成29年4月にスポーツ振興くじ助成金の交付の内定を受け、そして、平成30年2月に交付の決定をいただいております。そして、その際に決定を受けた後は、スポーツ振興くじ助成金の助成を受けていますという表示をするようにと、むしろ指導もありますので、表示をしているわけですが、その後、その表示を取り下げしてほしいというふうに当町に指導があったことはございません。その表示、取り下げてくださいというようなことを依頼されてはおりませんので、現在もその表示が続いているという状況でございます。

という状況でありますので、私どもとしましては、当グラウンドにおける、これまで大変努力をして住民利用を進めてまいりました。様々な誤解もあるかもしれませんが、ちゃんと利用者の人数を数えていまして、年間約6,000人の利用がコロナウイルスの前の年がありました。それから利用時間、利用日数とも、事前の計画を達成するだけの利用がコロナウイルスの前年にありました。そのこともしっかりと説明し、日本スポーツ振興センターで懸念されている点もしっかりと解消しているということを一生懸命説明して、交付決定どおり、お振込をしていただけるよう努力をしてまいります。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） これから努力してほしいということなんですけれども、t o t oの表明を聞いて、議会や町に伝えて、その分の……これはいいです。

最後に、t o t oと町の接点は町長のみです。入らないときの責任はどう取るのかと聞いているんですけれども、4,000万円が入らないときは町民にどう政治責任を取りますかと、同じことを聞いてきました。しかし、政治責任を取るという言葉は町長からは聞かれませんでした。自分の都合のいいように解釈し、t o t oを責めるような、責めてはいなかったんですけれども、t o t oが入れないのは、これからまだまだ先かもしれないような言い方していましたが、調査特別委員会の調書でもいろいろ出されています。誰のための、何のための行政を行っているのでしょうか。町長の質が問われます。

私は万感の思いを込めて強く抗議をし、質問を終了にいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で4番藤咲英美子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩とし、午後1時より通告第3号、3番猿田正純君の一般質問から始まります。

午後 0時01分休憩

午後 0時59分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、通告第3号、3番猿田正純君の発言を一問一答方式より許可いたします。

3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 3番猿田正純です。

通告に従いまして質問をいたします。

持ち時間も短縮しておりますので、手短に進めたいと思います。

まず、1番目の常北小学校の教職員用のトイレの設置について、議会でも何度か質問をいたしました。教職員と児童とのトイレ共用の件、長年にわたり先生方にご不便をおかけ

していたため、教職員用のトイレの設置をしてほしいという要望の件ですが、最初の年から2年を経過しました今、議会だよりのほうでも追跡調査を出しましたが、再度、今日現在まで、どのように進捗し、そして今後の経緯、予定をお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、3番猿田議員のご質問に回答させていただきます。

常北小学校教職員用トイレの設置についてであります。今年度にトイレ改修の実施設計が完了しております。令和3年度に、工事に関する予算を計上させていただき予定としております。

実施期間につきましては、令和3年度の夏休みを利用し、3か月程度を要する見込みでございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 予算的にはどのぐらいを見込んでいらっしゃるんですか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 概算工事費として、1,000万程度と概算しております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 1,000万円ぐらいでできそうということでした。ありがとうございます。

当初は2,000万円から3,000万円ぐらいかかるんじゃないかというような話を聞いていましたが、最良の案を見つけてくださったのだと、その努力に感謝をいたします。

ただ、今後も行政は、町内の人口の動向を見て、各地区の保育園、幼稚園の園児数、そして小・中学校の生徒数をもたらす町の学校運営の在り方を鑑み、行政を行っていただきたいと思っております。

今回は、最良と思えるトイレの建設を判断していただけたことに感謝をして、先生方のためにも早急に進めていただくことをお願いいたしまして、2番目の質問に移ります。

2番目の質問、各種会議の議事録についてお伺いをいたします。

各種会議の議事録は作成していると思っておりますが、現状はどうかを質問いたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き、3番猿田議員のご質問に回答させていただきます。

議事録の作成は、法律や町の規則等で定めるものを除き作成義務がないため、一般には作成をしておりません。城里町情報公開条例のほか、それぞれ行政機関の規則等に基づき、開示できるかどうか、個別に判断をしております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 確かに城里町の中に、情報公開条例ですか、運用の手引というのがありますので、この中に多分沿っているんだろーとは思いますが、ここの一部のところだけちょっと読んでみますけれども、意思形成過程情報、こちらのところで、多分開示できるできないということで、開示よりも非開示のときの話をしていただきます。

率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に行われるおそれがある情報、2番目が、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報、3つ目、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれのある情報、こういう大きな大分類がありまして、こういう中に係るところだけは開示はしなくてもいいというふうになっております。ですが、逆を言えば、大体が、ほとんどが開示をできるということだと思います。

各種会議で開催をいろいろしておりますけれども、議員の参加をしている会議で、了承を得た等の発言も聞きます。環境センターの審議会で、2炉方式が望ましいと答申をしているのに、答申内容と違う1炉方式にしています。都合のよいときは審議会の意見だと言い、都合の悪いときはその意見をスルーし、なかったものとしている姿が見られます。

あくまでも議員は、議会で議決をすることで意思表示をするのでありますから、安直に議員の参加している会議で、了承を得た等の発言は誤解を招くので、控えるようお願いをしたいということで、議事録は公表することを望みます。

議会は、過去の議事録はホームページに公開しています。各課のホームページに会議名や議事録を公開すべきだと思う。文字起こしが大変であれば、音声データを載せるだけでもいいと思います。ただ、このときでも、要点筆記の議事録は必ずすべきです。

昨年、議運で視察に行った長野県の箕輪町では、自動会議録作成ソフトを使われているそうです。これは自動文字起こし機を使い、会議録だけでなく、質問時にはその音声モニターに映し出されるというシステムだそうです。このようなものは、ぜひとも導入をすべきだと思います。

議会にお金をかけないということは、住民にお金をかけないということにもつながります。各種会議議事録のホームページ公開について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

現状では、議事録の作成について、法律や町の規則等で定めるものを除き、作成義務がないものについては、一般的には議事録の作成を行っておりません。

そして、議事録作成義務があつて、実際議事録を作成しているものにつきましては、城里町情報公開条例にのっとり、これは開示できる、開示できないというのを個別に判断してまいります。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） そのとおりの答弁だと思うんですけども、ただ、平成17年3月から施行された城里町の情報公開条例、これがありまして、第1条に目的が記されています。「この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、公文書の開示について必要な事項を定めることにより、町民の町政への理解と信頼を深め、町民参加の行政を促進し、公正で分かりやすいまちづくりを推進することを目的とする。」とあります。

本町の情報公開条例の基本原則は3つあります。その中の1番目に、原則公開です。これは、町の保有する情報は開示が原則です。したがって、非開示となるものはあくまで例外であり、必要最小限にしていますと明記されています。非公開の情報は、この条例の目的に照らし、必要最小限にとどめる必要から、7項目の類型化をしております。法令による、また個人、法人、公共安全、国際協力関係、意思形成過程、事務執行支障の各情報になります。

詳細は後に置きまして、先ほどの環境センターの問題なんですけれども、当時、私は新人議員のときに、議会の報告で提出されるまで、検討委員会があることすら知りませんでした。報告では、1炉でとありましたが、経緯を聞くと、12回目までにコンサルタントを含む審議会では、2炉でと答申をしていたそうですが、13回目に町長の一存で1炉になったと聞きました。そのような経緯の分からない私は、何も分からないまま、最初からずっと検討委員会は1炉で進んでいたのかと思っておりました。多分、町民の方々も、経緯が分からないまま、ただ、新しい環境センターは最初から1炉で造るんだと思っているはずですよ。

故障やトラブルで止まったときにも、2炉での答申を、町長は、1炉でストップしたときは近隣町村が助けてくれることになっていると。そして、費用も安くできるのだからと説明をされたような気がします。しかし、これが事実であれば、検討委員会や審議会など不要だと思いませんか。町長も、1炉案があるのならば、先に審議会に1炉案で検討してくれと話しておけばよろしいのではないのでしょうか。

また、ほかに、全然発言のない会議があるみたいですが、そういう意味のない会議は無駄だと思います。議事録公開が行われていれば、次の質問は要らないのですが、では、次の質問、情報公開請求をすれば開示しているのか。その点について伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づきまして個別の審査があり、開示あるいは非開示、文書不存在等を分類して決定がなされ、必要な公開がされているものと存じております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 公開のできる議事録や会議録、これは全て公開すべきだと思います。なぜなら、委員は報酬をもらい会議を開催しているのですから。ほかの市町村では、ホームページに公開しているところがあります。開かれた行政ですよ。行政は、私の血税、町民の皆様の血税を運用しているところです。町民と共に生きていきませんか。

審議会議事録でさえ公開できないというようなことで、監査委員や議員が書類の提出を求めても、町長の承諾が要るとか、チェックをしてから出すので1週間時間をいただきたいとの町長の通達があるぐらいですが、なぜ情報公開を渋るのでしょうか。

出てきた書類は黒塗り、起案者から町長に渡るまでのおおの押印も黒塗り、なぜ押印をするのかというと、回ってきた書類をただ読みましたということだけではないはずです。起案者、そして、その上司は押印をした時点で、その文書に対する責任が発生します。そして、上司が次々と押印をしていく、その書類を皆さんで共有責任を持つことになります。

ですが、ほとんどの職員の皆さんは、自分の仕事に責任と自信を持ってやっているはず。それを町長は、プライバシーの権利の問題があるので、押印をしたものを黒塗りにする、何の意味があるのでしょうか。自分の仕事に自身を持つ職員は、逆に消さないでもらいたいと思っています。それに、公務員は、ほとんどの書類の押印はプライバシーの保護には該当はいたしません。また、起案者名のない出どころ不明の文書も提出をされてきます。私は、出所不明の文書は、会社にいたときに見たことはありません。怪文書、怪しい文書としか取れません。

町長のマニフェストの中にうたっているではありませんか。先ほどの藤咲さんもいろいろ持っていましたけれども、町長の34歳のときの、このところをちょっと読んでみます。町長とは、町民のために死ぬ気で考え、行動すること、そのような政治行政を必ず実践しますという、すばらしい首長としてのかがみのようなお考えです。ぜひ町民のための開かれた政治を実践しませんか。

何か町長、答弁ありますか。なければ結構です。

じゃ、ぜひ、できるだけ開示のほうはお願いをして、3つ目の管理職手当の質問にさせていただきます。

3つ目の管理職手当について、質問をさせていただきます。

管理職手当に格差がありますが、この規則は平成27年4月1日から施行されました。総務課、まち戦課が一種6級にして、4万2,000円を6万1,000円にアップ、会計課を省く各

課が二種 6 級にして、3 万 4,000 円を 5 万 1,000 円にアップ、会計課は二種 5 級から三種 6 級に格下げをして、3 万 2,000 円だったものを 3 万 1,000 円にダウンさせています。そして、昨年度から、財務課が二種 6 級から一種 6 級に格上げをされました。

以前は、基本給の何%が管理職手当になっていたと思いますが、いつからこの金額に変わり、新たに平成 27 年になぜ変わったのか、質問をいたします。変わるには、変わるための提案理由があるはずですが、変更に至った理由をお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、3 番猿田議員のご質問に回答させていただきます。

地方自治法第 204 条に規定する管理職手当とは、管理または監督の地位にある一定の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特性に鑑みて支給される手当とされております。

当町におきましても、城里町職員の給与に関する規則において、管理職の職責に応じて管理職手当を適正に反映しております。

○議長（関 誠一郎君） 3 番猿田正純君。

〔3 番猿田正純君登壇〕

○3 番（猿田正純君） それでは、本題の質問をいたします。

管理職手当に格差がありますが、3 段階に格差をつけ、このつけた意図は何なのか、町長の本意をお聞かせいただけますか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

管理職手当というのは、先ほどの答弁にもありますが、職務ないし勤務形態の特殊性に鑑みて支給される手当でありまして、それぞれの管理職の職責に応じて手当が適正に反映されております。

例えば、部下の数が 20 人いる課長と少ない課長とか、いろんなものがありますが、私が民間企業にいたときも、同じ課長という役職を持っていても、役職手当は皆さん違っていました。それは課長という名前であっても、それぞれ部下の数、あるいはかかるストレスの具合、責任の重さ軽さ、様々な要素がありますので、そういった職責に応じて管理職手当は位置づけられておりました。

公務員におきましても、そういった形で、職責に応じて管理職手当を反映するということのようなことをございますので、そのようにしているということをございます。

○議長（関 誠一郎君） 3 番猿田正純君。

〔3 番猿田正純君登壇〕

○3 番（猿田正純君） それでは、現状の管理職手当の中で、特に会計課が低く抑えられています。先ほども述べましたが、27 年の改正で、会計課長は二種 5 級だったのが三種 6

級に格下げをさせられて、さらに、3万2,000円だった手当が3万1,000円に下げられているのです。一種6級の課長と月額3万円、同じ課長が年間で36万円も少ないというのは、私は信じられません。

会計課長は会計管理者であり、昔は収入役として、3役と呼ばれていました。会計課というものを軽く見過ぎてはおりませんか。管理職手当は同一にすべきと思うのですが、もう一度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 全ての管理職手当は、その職責に応じて反映されるべきだということでございますので、現在も職責に応じた管理職手当の設定となっております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 職責は分かるんですが、じゃ、例えば、近隣の市町村のことをいえば、茨城町、近隣でもないんですけれども、境町は、会計管理者の方は部長クラス、それから大洗、大子、笠間市、これは、課長は全て同額、水戸市の会計管理者は副部長クラスです。城里町のみ、会計課の課長は目を見張るほど低い。金額だけでなく、職種も三種6級職、この事実は、城里町の会計課長は会計管理者ではないと考えているわけではないですね。ちょっとお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えします。

水戸市は部長で、会計管理者は副部長という話がありましたけれども、城里町は課長が最高役職なので、城里町の課長というのは、水戸市でいくと部長と同じように、町長、副町長のその次の地位に当たりますので、決して課長だから低いということではありません。部長と課長というのが城里町では同格なんだと、ほかの自治体の部制を敷いている部の部長と、城里町のように課制を敷いている課の課長というのは同格でありますから、その点はちょっと誤解なきようにしていただきたいと思います。

もちろん、城里町の会計課長は会計管理者でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 今、会計管理者だということは言っただけでしたがけれども、部長だから、課長だからということもありますけれども、城里町は、とにかく課長は今、一番上にいると。でも、なぜ会計課の課長はこれだけ低いのですかというようなところを先ほどから聞いているんですが、先ほどの会計管理者だということは、広報しろさとの12月号の人事異動の欄に、新任の久保田課長の肩書に課長兼会計管理者と明記されていたの

で、ほっとしているところです。

次の質問をしても同じなんですけれども、市町村となぜ差別化をしているのかというのを町長にお聞きしたいんですけれども、答えは同じでしょうから。ただ、このような差別化をしていたら、会計課長はレベルが一番低い人に見られるようなことにはならないですか。課長だけでなく、会計課職員も三種何級かにされているのではどの心配をしております。会計課のみ差別化をしていると誰もが思いませんか。

それがやがて、駄目なやつ、仕事ができない課長となって、いつの日か会計課長が一番できないやつのレストランが貼られ、そして、会計課にいる全職員まで同じようなレストランを貼られていく、会計課は、なぜかお払い箱のような課になってしまうのです。同じ職場の課長に格差があるとき、見る人は差別化を見て、やがて職員同士、課同士、わだかまりが出てくるのではないかと危惧します。

では、前任の課長は、駄目課長だったから会計課長にしたとか、そういうことですか。まさか、新任の課長は、たまたま空席になった課長席が会計課だったので、会計課長に任命されたんですよね。町長にお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 会計課長の管理職手当については、最近変わったわけではなくて、もう3年前ぐらい前から今の金額になっていまして、どうして突然このことが話題になったのか、少し疑問を持つところではありますが、これまでそういうふうに、数年前からそのように運用していますが、私は会計課がレベルが低いなんていう発言は決してしませんし、そのような見方もしておりませんし、また、公の場でそういうような発言をしてもいけないというふうに思っております。管理職手当の高低の話と、そういった話というのは全く別の問題だと思えます。

これからも会計課には優秀な職員を配置して、そして職員からも、貴重な仕事をやっているということで、尊敬を集める存在であってほしいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ですから、これは平成27年の頃から変わって、町長が今の金額に変えているんですよね。その当時は、上遠野町長が町長のときですから。

私は本当に、前任の課長は会計管理にも人一倍たけている課長だと思っておりますし、適材適所に配置をされたなと思いきや、話を聞くと、管理職手当の差別がこんなにあったということを知りました。こういうことがあれば、誰もが会計課に行きたくなくなり、今までも何度も町長に言ってきましたけれども、職員のモチベーションをアップさせながら、能力を最大限に発揮をさせ、そして議会と一体化して、町民のための町政に携わらなければ、町政とはいえないと思えます。

課長職の管理職手当は、とにかく同額にさせていただきたいということを切にお願いをいたしまして、最後の質問に入ります。

30分過ぎましたので、ちょっと早めにいきます。

コロナ対策備品等の購入についてですが、臨時議会の案件があったので備品と書いてしまいましたが、購入品のことです。これは各課長に説明をして、了承をいただいておりますので、関連する質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金で購入をした購入品、備品、現金配布、商品券等の対策をしたリストを一覧表にして、その中には、例えば購入品であればメーカー名、購入先、金額、日時、それから、配布や購入品ではどのような効果が見えているのか、そういう検証で、それが入ったリストでなければ意味がないと思います。コロナ対策が始まって半年以上経過をしていますので、そのようなリストはできていると思います。

後日で結構ですので、議員に配付させていただきたいと要望いたしますが、提出をしていただけるか、お伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、猿田議員のご質問に答えさせていただきます。

ちょっと事前に聞いていた内容と違ったので、少し驚きましたが、資料要求ということで、詳しくどのような資料が頂きたいのか、後ほど打合せをいたしまして、必要な資料を、開示できる資料を開示していきたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 資料は出していただけそうですので、これ、なぜ出していただけたいかといいますと、私は9月の決算委員会の際に、山村活性化支援事業で3,000万円もかけて、シシ肉の活用のために、過去3年間にわたり、東京農大とコラボをして調査をしたが、その経過は、何がどうして、結果がどうなったかという答えも聞いていなかったもので、そのときに質問をいたしました。そのときの返答が、シシ肉が資源として使えるかを調査し、昨年はイノシシ利用施設の検討、市場調査、消費者調査、採算の取れる頭数の調査を行ったとのことでした。

私が何を言いたいかと申しますと、企業では必ずやりましたが、物事を始めるときは、PDC、プラン、ドゥー、チェックで行うと思います。まずプランを立て、そして行動に移す、そして経過のチェックも怠らずに、終了後は必ず検証を行い、経験を次に生かさなければ計画倒れで、使ったお金は意味のない、ただの捨て金になってしまいます。シシ肉の件は各種の調査を行ったとのことですから、調査結果の数字は公表してもよいのではないかと。さらに、結果としての最終答申は、野生イノシシによる豚熱、旧名称豚コレラ感染により、今後の事業は休止するとの内容は、結果を曖昧にして終わりにしたと取れます。

一般企業や私たちにとっても、3,000万円というのは大変な金額です。3,000万円もかけて結果が出なくては責任問題になりますよ、これは。今日は、別にこの山村活性化支援事業を言いたいのではなくて、全ての事業を行う上で、PDCは必ず行うはずですから。

では、今までコロナ対策で行ってきた事例、分かっている範囲で結構ですので、幾つかお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） すみません、ちょっと質問の内容がよく分からなかったもので、申し訳ございません。

コロナ対策備品の購入につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための衛生用備品を中心に、公共施設配備用のサーマルカメラや災害発生時の避難所用の備品のほか、当面の衛生対策に必要な備品の購入を進めてきたところです。

なお、体温を自動で検知するサーマルカメラについては導入を進め、12月の初旬から、最近になってですが、現在、窓口で稼働を開始いたしました。

また、コロナ感染症対策としては、備品購入にとどまらず、農林畜産物の買取りによる農業者支援や、商工業者や町民支援、地域活性化策としての振興券の配布等が滞りなく進んできているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 課長が、そのほかにもいろいろ作ってはくれておりましたけれども、こういうリストを出していただけるということですので、検証は次にしたいと思います。

例えば農産物の購入、これは生産者にどのような効果があったのか。現金、商品券配布後の、生活困窮者という失礼かもしれませんが、今後どのような支援を求めているのか、そして、どのような支援がベストなのか。緊急でお米を頂くとか食料品を頂くとかしなくても済むように、また、備品、購入品等は適正に購入し配置しているのか。そういうことが分からずに、次の対応などはできません。

10分の10の交付金ですから、適正に誠実に、そして有効に活用していただくことが町民のための政治です。現実を一番知っておられるのが町民の方々です。そこに解決策が埋まっております。

まだまだ続く新型コロナウイルスとの戦い、町内では死者ゼロで終われるよう祈念をいたしまして、最後に町民のための情報を開示していただき、誠実に執行部、議会、社協さん、商工会、各種協会、教育関係、全ての方々と一丸となって、コロナに立ち向かっていきたいと思っております。ということを確認して、私の質問は終わります。

町長、何かあれば。なければ結構です。

では、議長、私の質問は終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で3番猿田正純君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

通告に従いまして、一問一答方式により質問をさせていただきます。

今回の定例会は、コロナ禍の中、質問事項等も時間を短縮して行うということになっておりますので、質問は前置きなし、飾り言葉なしで行わせていただきたいと思います。

直接質問に入らせていただきます。答弁につきましても、聞かれたことを簡潔にお願いをいたしたいと思います。

早速入ります。

1点目、町有地及び借地の利用についてお伺いをいたします。

幾つかある町有地の中でも、特に面積の大きな上入野の公園墓地予定地、また小学校跡地など、古内小とか小松小とか、ここは借地か町有地か、ちょっと分かりませんが、多分町有地だと思いますけれども、このように、現在使われていない土地建物などございますけれども、管理も大変だと思います。現在どのような管理をされているのか、また、今後有効利用する計画はあるのかどうか。企業誘致の計画はあるのか、まずお伺いをいたします。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 2番加藤木議員よりご質問をいただきました。

町有地及び借地の利用についてのご質問でございました。

まず、町有地の利用状況についてでございます。

町有地には行政財産と普通財産がございます。町財務規則におきまして、行政財産の用途を廃止する場合、財務課長に合議の上、手続を行い、普通財産になってまいります。売却譲渡、取壊し等の処分に関する事務は、財務課において行っているところであります。その集計値、行政財産、普通財産の件数、面積、筆数であります。平成元年度決算書財産に関する調書によりますと、全町有地の面積は312万2,278平米となっております。行政財産は、そのうち77万8,107平米、逆に、普通財産は234万4,170平米となっております。広大な面積の町有地があるということが分かるかと思えます。

行政財産については各課局で管理し、普通財産においては財務課で管理しております。行政財産については、現在使われているということで、使われていない遊休地という意味では、普通財産の234万4,170平米がこれに当たるというふうに思います。

普通財産の処分におきましては、平成27年度、平成28年度に公売を行いました。その結果、七会地区の医師住宅地において売却がなされております。その後、公売の後、申込みがあつて、上入野のほうでも1件、土地の売却が行われております。

また、申請によって、町有地の貸付け等も行っております。旧山びこの郷グラウンド跡地やかつら保育園跡地には、太陽光発電施設として、民間事業者に貸し出して借地料等を頂いております。東京電力、NTT、ゴルフ場用地等に借地をしているケースもあります。このような形で、町有地、遊休地につきましても、民間企業に貸し出している部分がございます。その他の遊休地については、除草を委託し、管理を行っております。遊休地の利用については、今後検討してまいります。

また、広大な遊休地につきましては、茨城県の企業誘致部門に情報提供してございまして、県の企業誘致活動の中で城里町に問合せがあり、上入野の土地なども企業が見に来たりするケースも、これまでも何件かございました。ただ、成約には至らなかったんですが、そういった形で、城里町の持っている広大な遊休地につきましては、県の企業立地部門に情報提供しまして、問合せがあれば、連携して企業に提供していこうと考えているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） そうしますと、上入野の墓地公園予定地はそのようなことで、あと小学校の跡地なんかは、今後どのように利用される予定ですか。

それと、ただいま、行政財産、普通財産ということで町長言われましたけれども、小学校として現在使われていないところというのは、これは行政財産なんですか、普通財産ですか。ちょっとお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 行政財産になっている空き校舎と、それから、普通財産に指定されている空き校舎の2種類があるというふうに伺っております。

○2番（加藤木 直君） ですから、現在、古内小と小松小はどのようになっていますかと聞いているんです。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 古内小は普通財産、それから、小松小は行政財産となっております。

この質問をピンポイントで受けるというふうなことが予告されていなかったもので、ちょっと推測になってしまいますが、小松小が財務課所管ではなくて、教育委員会が所管する行政財産になっているのは、体育館が活発に少年団等で運用されているので、小松小学校

は遊休地でないという扱いになっているんだと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

公有財産の中には行政財産と普通財産がありますけれども、じゃ、行政財産から普通財産になるときって、どのようなタイミングでされるんですかね。よろしいですか、ちょっとお伺いして。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐山崎栄一君。

〔財務課長補佐山崎栄一君登壇〕

○財務課長補佐（山崎栄一君） それでは、2番加藤木議員のご質問にお答えします。

行政財産から普通財産への移行につきましては、行政財産というものは各課で目的を持って取得していると思います。その目的を持ったものが、その目的の用をなさなくなったとき、例えば取壊しをしたとかで更地になった場合には、あとは土地しか残りませんので、そういった場合には普通財産として、財務課のほうで管理をしています。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かりました。ありがとうございます。

今後、このような現在持っている公有財産につきましては、できるだけ遊ばせておかないで、県、それから企業なども有効に利用していただきまして、それで、持っているだけではお金にならないので、できるだけこういったものをフルに活用していただきたいというふうに思います。

次に、借地なんですけれども、借りているところが結構ありますけれども、年間結構、利用料金というのは払っていると思います。多分3,000万以上、4,000万弱の借地料を払っていると思うんですけれども、これ、用途に応じて有効に利用されているのかどうかですね。

借地料を払いながらも、費用対効果のない借地につきましては、今後どのような処理をしていくのか。返すのか、もしくは契約時までそのまま借りるのかとか、いろいろございますけれども、これ、借りていて何も使っていなければ、4,000万近くもお金を払っていて、無駄なお金を払っているということになりますので、この辺ちょっとお伺いします。有効に利用されているのかどうかですね。もしされていないようなところがあれば、お伺いいたします。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

借地の状況につきましては、令和2年度については、常北地区で310件、桂地区が192件、七会地区92件で、合計594件の借地がございます。

主な利用状況ですが、消防関係が最も多く、424件の借地が消防関係であります。多くは防火水槽のための借地が多いのではないかとこのように理解しております。その他、運動公園関係で31件、町営住宅関係で23件、学校関係で28件などとなっております。

借地料としましては、常北地区が半分以上を占めております。また、大きなものとしましては、常北中学校及び三角グラウンド等が借地になっておりまして、城里町の中心部で大きな借地が常北中学校と三角グラウンド、トレーニングセンターにわたってございますので、かなり大きな借地料がそこで発生しております。

今後も借地につきましては、有効活用、そして、完全に遊休地となっていて、返すことが相当であるものについては、返却等も含めて考えていきたいと思っております。返却に当たりましては、原状復旧が求められることが原則ですので、例えば消防の防火水槽など僅かな面積の借地料で、解体費のほうがはるかに大きくかかってしまうということもあり、これまでのところ、例えば防火水槽を貸していた人が家を新築したり建て替えるのに当たって、防火水槽が基礎に当たって邪魔であるというようなときには、順次、毎年何個かずつ撤去しているようなことがございます。

消防関係だけで四百数十件の借地がありますが、一度に解体工事をしてということは難しいかと思っておりますので、要らないところについて、何個かずつ解体などして、返却していければというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 借りていても使っていないようなところ、結構見てみるとあるんですね。例えば、町長、今言われましたけれども、消防関係、結構多分多いと思います。

それで、七会地区なんかも、この間ちょっと見たんですけれども、機械置場がありますね。結構新しい機械置場なんですけれども、この機械器具置場は統合し、消防の機能を廃止しておりますというのが建物に書いてあります。周りを見ますと、本当に草ぼうぼうで、ちょっとたばこなんか捨てられた場合には火災になったり、こういうところも管理もされていないし、それで、建物自体もまだ新しいんですよ。二階建てになっていましたけれども、大綱かな、大綱だよ。こういったものを、やはりそのままにしておくと、当然、町長の話じゃないんですけれども、経年劣化じゃないけれども、だんだん建物を使わないと駄目になってきます。ですから、こういったものを有効に地域の人に何かで使ってもらうとか、要らないところは売買するとか、何かしら対策を練っていただきたいなというふうに思います。

また、ちょっと私、放牧場関係も、前からも言っているんですけれども、やはり使っていないような、フルに使われていないような牧区もございますので、放牧場の利用状況を

分かれば教えていただきたいと思います。使用状況ですね。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

共同放牧場の利用状況ということでのご質疑でございますが、議員ご承知のとおり、町では3牧場、共同放牧場のほうを管理しております。

常北地区にあります鍛冶屋沢共同放牧場、桂地区にあります矢の目沢共同放牧場、七会地区にあります小勝共同放牧場ということで、3牧場の管理をしております。それぞれ管理につきましては、地区にあります和牛改良組合が担当している状況でございます。

牧野の面積につきましては、3牧場合計としまして48.95ヘクタール、借地権者、土地をお借りしている地権者さんにつきましては13名ということで、国有が1件ございます。借地料につきましては37万1,096円、面積につきましては6万6,640平米ということで、約6.7ヘクタールの借地をしているところでございます。

国有地につきましては、営林署のほうから17ヘクタールの借地をしているところでございます。

組合数につきましても、現在19名ということで、以前からすると、組合数も若干減っております。

放牧場の利用につきましては、前年の6月に加藤木議員のほうからご質疑をいただいております。やはり同じような形で、これから共同放牧場の利用につきましては、組合員と利用につきまして協議を重ねまして、有効な利用の方法を探っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

放牧場につきましては、やはり多少使われていないような場所も結構あるということで、これを返却するなり、何か改良組合長とよく調整をしていただきまして、今後よりよい方向にしていいただきたいなど。この借地につきましては、大事な税金を使って土地を借りているわけですから、目的に応じた使い方を十二分にしていいただきたいと思います。

また、ほとんど使われなくなっているような場所につきましては、早期の対応をしていただけないかなというふうに思っております。

一番初めの町有地の利用状況等につきましては以上でございますけれども、私の家の裏のほうにも、北方の小学校ですか、ございます。ここは、いせきぴあといって埋蔵文化財のセンターが、県の施設がございまして、そこで一つ、ちょっとお伺いしたいんですけども、このいせきぴあ、現在当町から何名の雇用があるのか。正職員とか臨時職員、今は臨時職員といわないのかな、人数が分かれば、ちょっと教えていただけますか。お願

いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 現在、約60人の県教育財団の職員がいせきびあで働いておりまして、その半分弱ぐらいが、城里町内の方が雇われているということで、20名から30名、30名弱ぐらい、城里町の方がいせきびあで雇用されて、収入を得ているというふうに伺っております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 結構思ったより多い人数ですよ。ここは、ほとんど町からの経費はかかっていないでしょうから、有効に使われたのかなというふうに、有効利用できたという部分では、当然自慢できるものだと思います。

これは、前阿久津町長のときに手がけたのかなと思うんですけども、その頃から、当然地元の強い要望もあって、現在につながっておりますけれども、本当にこれは有効に利用できてよかったなというふうに思っております。

また、企業誘致といえば、七会のアツマーレ、ここも企業誘致をしていますよ。これはどうかと思いますと、芝の管理費に二千五、六百万、年間使われています。職員も配置をしておりますので、職員の配置に大体1,000万近くはかかっているでしょう。あと四、五年すると、当然芝の張り替え、それとスプリンクラー等も傷んでくるので、この更新もあるということで、2億から3億は四、五年後にはかかってくるのかなというふうに考えると、先ほども河原井議員なんかも言っていましたけれども、これは私、どうなのかなど。しかも、みんな言っておりますけれども、これは負の遺産となりかねないと。企業誘致というのは地元、この町にお金を生むと、それが企業誘致であって、これはスポンサーなんじゃないかなというふうに私は思っております。まず、これは質問ではないですので、答弁は結構です。

次にまいります。

2番目の不要看板の撤去につきましてお伺いをいたします。

町内を車で歩いてみますと、町施設のPR看板、うぐいすの展望風呂とか、何が書かれているか分からないような立札、看板もございます。木製の道路標識や、これがまた文字が見えないとか倒れていたり、それから、常北町などと旧町村が書かれているような交通安全の標識なんかも那珂西辺りに立っておりますけれども、それから消防ホースの格納庫ですか、これは旧町村名が入っているところが結構ありますね。

それと、七会支所とかという道路標識、青いやつですかね、あれはもう、七会支所はなくて、今は町民センターですよ。これは、町民センターに早めに直したほうがいいのかなというふうに思いますけれども、それと、一番大きな看板でいうと、日本一の米のPR、

これ2011年ですから、もう9年前になりますけれども、大変色が落ちてきて古ぼけています。あんまり古ぼけていると、お米も何かおいしそうに感じないじゃないですか。ですから、これをどうにか直すなり、塗装するなり、文面も変えてもいいのかなというふうにも思っております。

このような看板類を整備するなり、塗装を直したり、必要のないものは撤去をしたり、そのほうがよろしいかと思っておりますけれども、町長、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き、2番加藤木議員のご質問に回答させていただきます。

質問ではないということでしたが、一応議事録にも残るので、一応訂正させてもらいたいと思うんですが、いせきびあの誘致は、私が着任してから誘致されたものでございます。

それから、もう一点、アツマーレの維持管理費ですが、指定管理料として、現在予算として計上されているのは、1,700万ぐらいが芝生グラウンドの維持管理分で、2,500万というのはまた違う数字ですので、芝分の維持管理分は約1,700万程度ということで訂正しておきたいというふうに思います。

さて、不要看板のご質問をいただきました。

町の案内板や看板につきましては、合併時に適宜表示の修正等を行い、その後、管理に努めてきたところですが、しかしながら、合併から16年を経て、老朽化や劣化した案内板、看板も散見されるようになってまいりました。議員ご指摘のとおり、周辺環境への悪影響も懸念され、そのような案内板、看板を見た方が町に対して、あまりよくない印象を持たれることも心配されます。

今後、地域に精通した区長さんや自治会長さんのご協力もいただきながら、管理不全となっている案内板、看板についての情報をいただき、適切な対応に努めてまいりたいと思います。今回、貴重なご指摘ありがとうございました。

ぜひ、ここの看板が不適切な状態になっているという看板がありましたら、議員各位の皆様も執行部のほうにお知らせいただければ、来年度以降の予算の中で撤去費などを計上していきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。早急に計画的に整備をしていただきたいと思います。

また、看板が倒れているとか見えないとか、ちょっと交通の妨げになるとか、そういった場合に、看板のことで町のほうに聞きますと、その看板はあっちの課とか、この標識はこっちの課とか、これについてはどこの課なんだというふうに、なかなか、どこの課で対

応していいか分からないものが出てくると思うんですよね。町民の方も、そういう場合に困ってしまいますので、当然、区長さん等を通して言ってくると思うんですけれども、町のほうではこの看板等について、一元化管理できるようなシステムというのは現在はないんですかね、どうでしょうか。現在持っていませんか、持っていますか。一元化されているかどうか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 答弁もらっていいんですか。

○2番（加藤木 直君） はい、結構です。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

看板については、それぞれの担当課で管理しておりました。例えば、下水処理センターの案内表示板だったら下水道課、あるいは観光施設、ふれあいの里とか、そういう観光施設の看板であれば、観光施設を所管するまちづくり戦略課、あるいは、学校とか公民館の案内看板は学校や公民館を所管する教育委員会が、その看板の管理について所管しているわけでございます。

統一的なリストは、ちょっと今手元に持ち合わせていないので、それぞれの課ごとにつくっているということだと思いますが、町民の皆様から、そういった看板についてお知らせいただくときには、取りあえず広報広聴といいますか、住民懇談等の担当はまちづくり戦略課でありますので、担当課が明らかに教育委員会だと分かる場合は教育委員会に言ってもらったら、それぞれの所管課に言ってもらったらいいんですが、どこの課の所管の看板なのかよく分からないというときは、まちづくり戦略課のほうに相談いただければ、そこから所管の課に情報をつないでいきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） できれば一元管理して、1か所に行けば、これはどこの課が担当だというようなことができるような、そういう業務体制にしていきたいなというふうに思います。すべきですよね、これ。よろしくお願いします。

それでは、3番目の公用車の管理についてお伺いをいたします。

これは昨年12月の定例会でも、私、言っているんですけども、ドライブレコーダーの取付け状況について、実際、前回聞いたとき、3台とかと多分言われたと思うんですけども、現在は3台か4台入れて、五、六台はついているんじゃないかなというふうに思っております。今年何台つけられたのか、また、現在何台、全部でついているのか、ちょっとお伺いします。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、2番加藤木議員のご質問に回答させていただきます。
ドライブレコーダーの取付け状況に関するご質問でございました。

ドライブレコーダーの取付け状況につきましては、令和元年第4回定例会においてご質問いただき、当時3台に装着済みである旨の回答をさせていただきました。

城里町全体の公用車の台数としては、現在151台ございます。151台全ての車にドライブレコーダーをつけるというと、100万単位のお金がかかってきますので、新車購入の際に順次つけていくということでございまして、本年度は3台にドライブレコーダーを装着し、現在6台にドライブレコーダーがついております。

今後の導入につきましては、新たな公用車を購入する際にドライブレコーダーを仕様の中に入れるなどして、新車納入の際にドライブレコーダーがついてくるような形で、段階的に整備していくことで検討しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 今年入れた台数分、全部入っていないじゃないですか。これ、どうしてつけないんですか。

私は、職員が仕事に、例えば町内で事故に遭ったとき、町外でも一緒ですけども、これが取り付けてあれば、町民との摩擦もなく、客観的に事故の内容が分かるので、業務にも支障を来すことなく、スムーズに事故処理ができると、だから、つけたほうが良いと言っているんですよ。なぜ進まないんですか、これ。これ、値段もピンキリでございます。安いのでは3,000円台からありますよ。職員自ら自分でもつけること、多分できると思います。にもかかわらず、なぜ進まないんですか、これ。

なぜ、そこまで町長、いこじになるんですか。これ、私が質問しているから、私が悪いんですか。人を見て、やるやらないを決めるとするのはまずいですよね、本当に。できるだけ、これ早めに、特に町長車については、これは一番、町の中で大事な人が乗られるやつです。ですから、町長車にはまず初めにつけていただきたい。現在ついていないでしょう、ついてますか。町長、ついてますか、町長車に。

○議長（関 誠一郎君） 答弁求めますか。

○2番（加藤木 直君） お願いします。

○議長（関 誠一郎君） ご静粛にお願いします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 誤解を解くために、加藤木議員が質問しているからドライブレコーダーをつけないと、そんなことは一切ございません。

予算査定の中で、例えば町民に対して給付をしたりとか、町民のための物品を買うようなものと、職員の福利厚生とか、職員が気をつけてやれば済むもの等で優先順位をつける

と、特に今、ドライブレコーダーがなかったせいで職員が住民と事故でトラブルになったというような、そういう事例は伺っていないので、きちんと保険も適用されて、事故の際に保険金等も支払われておりますし、様々な事業にお金がかかる中で、ドライブレコーダーにお金を使うというのは、新車のときに順次つけていくということで何年かかけて、新車が投入されるたびに配備されていけば装着率が高まっていきますので、それで対応しているということで、ご質問をいただいて、質問をいただいたから、次の年には100%全部やっているということのほうが、むしろ少ないのではないかと思います。

加藤木議員から質問されたからやらないということじゃなくて、加藤木議員から質問をいただいて、新車を買う際に順次つけていくということで対応しているわけですから、誤解なきように、限られた予算の中で誠実に対応していきたいというふうに思っております。

新車のうち、今年、つけた車とつけていない車がありますが、その区別についてはちょっと、担当課から答弁をさせます。

町長車につきましては、購入からかなり年数たっていますので、新車ごとにつけるという条件からすると、次、私の町長車が新車になったときにつけるということで考えております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 何言っているか、さっぱり分からないんですけれども、これ、新車じゃなくてもつきますよ。売っていますよ。職員でもつけられます。町長車には真っ先につけていただきたいと思えますよ。

これ、例えば150台からある車を全車つけるということになると、これを交換時に全部つけますということになると、何十年かかるんですか。

前にも財務課長にも聞きましたけれども、今年何台か入れた中で、災害時に使うような、何か大きい車がありましたよね、それにはついていきます、確かに。これはもちろん必要かもしれないけれども、本来は、日常職員が乗って頻繁に使う小さな車で何でも、常に乗って歩く、そういう稼働率の高いやつにつけるのが本来なんです。そんな災害のときしか使わないようなやつにつけたってしょうがないでしょう、今、何を考えているんですか。これは私の独り言だから結構ですけれども。

次に、これはできるだけ早めに、早急に、1万円もしないようなやつが結構ございますので、できるだけ早めにつけていただきたいと思えます。町長車には早急をお願いしたいと。

2番目の運行日誌につきましてお伺いいたします。

運行日誌は各車両に、もしくは各課にあると思うんですけれども、使用したら必ず運行日誌をつけるというのは、これは当然でありまして、車に乗ってシートベルトをつけるのと一緒で、運行日誌の保存期限というんですかね、これ、前にもちらっと聞いたんですけ

れども、運行日誌の保存期限は何年になっていますかね。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐山崎栄一君。

〔財務課長補佐山崎栄一君登壇〕

○財務課長補佐（山崎栄一君） それでは、2番加藤木議員のご質問にお答えします。

運行日誌の保存期限につきましては、前回、昨年12月の定例会でも、当時山崎課長がお答えしておりますが、1年となっております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） たしか1年と言われていましたよね。でも、先ほども河原井議員も指摘されておりましたけれども、何年というのは、ちゃんとした理由があって、その年数にするんだと思うんですよね。私は、この運行日誌については、3年が正しいんじゃないかなど。ほかの市町村を見てみると、ほとんどのところがこれは3年です、ほとんどの市町村が3年。

運行日誌は職員の勤務状況を記録するものでございまして、3年にすべきだと思うんですけれども、例えば過労死なんかがあったときに、その勤務実態を証明するには、やはりこういったものを取っておかないといけないということで、他の市町では3年になっているんですよ。全部が全部ではないですけれども。

どうですか、これ、3年にするというようなお考えはないですか、それでも1年ですか。面積なんかそんなに取らないでしょう、車の運行を取っておいても。どうでしょうか、3年にするというようなお考えはないですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 文書の保存管理規程につきましては、合併以来、その規程に従って運用してきたわけですが……

○議長（関 誠一郎君） 静粛に願います。

○町長（上遠野 修君） 個別に議会の先生方からご意見もいただきまして、全体のバランスの中で、それぞれの文書について、どういう年限で保管すべきかということについても、先ほど総務課長の答弁もありましたが、文書規程の見直しの中で検討していきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ぜひ運行日誌については、見直しをしていただきたいなというふうに思っております。

これ、1年で廃棄するということになりますと、じゃ今、1年前のもの、1年前じゃな

いな、あれは年度で6月末のあれでやるんだから、16か月前のは、もう既がないということでしょうから、これは例えば、廃棄する場合には、どの課が誰に決裁を回すのか、廃棄の手順で、どういうふうになっているんですかね。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 2番加藤木議員のご質問でありますけれども、先ほど河原井議員さんの一般質問の中でもありました城里町文書整理保存規程というのがございまして、こちらの規程で、廃止する場合は総務課から各課に指示を出し、年数が過ぎているので廃棄しなさいというふうな指示を出して、各課で廃棄をし、廃棄をしたならば、廃棄をしたということで、総務課に報告をすることになっております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かりました。

こういうものの文書関係は、決まったとおり、規則どおりにやっていただきたいと思えます。

3番目の交通事故の件数なんですけれども、公用車の事故件数、前年度と今年度、何件ぐらいあるか把握されていますか。もし分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐山崎栄一君。

〔財務課長補佐山崎栄一君登壇〕

○財務課長補佐（山崎栄一君） 引き続き、2番加藤木議員のご質問にお答えします。

本年度と昨年度の交通事故の件数でございますが、本年度につきましては、本日現在、職員の交通事故等はございません。令和元年度につきましては、事故件数が9件ございまして、そのうち自損事故が7件、物損事故が2件で、そのうち保険の適用が7件となっております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 先ほども言いましたけれども、事故を起こすと、ちょっとした小さな事故でも大変面倒です。業務にも当然影響します。ドライブレコーダーはつけるべきだと思うんですよね。ひとつよろしくをお願いします。

交通事故を起こして、ぶつけたけれども報告していない、いつの間にかへこんじゃったなんていうのはないですよね。そういうことになりますと、公人として、人としても失格だ。

9月の決算審査時、財務課長より町長車についてお伺いしましたけれども、この町長車、修理代が5万幾らかかっていると。どういうことなのかということで聞きましたところ、

経年劣化だと、経年劣化したものでありますとの答弁をいただきました。トヨタの一番売れているプリウスが、3年、5年で塗装が剥げたり、へこんだりとするんですかね。不思議でなりません。ほかの車はどうなのか、本当に心配ですよ。

また、みんな言っていますけれども、町長がタッチペンでバンパー塗っていたと。町長、このタッチペン、これは自分で買われたんですか。これは公用車なので、公費でいいんじゃないですか。このような場合は部下にやらせてくださいよ、自分でやらないで。

私も財務課長の答弁を聞いて、何を訳の分からないことを言っているのかなと思いましたが、あきれて何も言えませんでした。今さらどうこうは言いませんよ。この町長車に乗るのは、運転をするのは総務課なのか、まち戦なのか分かりませんが、いずれにいたしましても、町長車に乗るのは、町長車を運転するのは、ちゃんとした運転手を雇うべきで、町長自らが運転するようなことがないようにしていただきたい。

最後になりますけれども、今後、環境問題などを考えるとき、徐々に電気自動車への切替えの考えはあるのかどうか、最後にこれを伺います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問の中で、完全に事実と異なる発言がございましたので、私がタッチペンでプリウスを直しているという事実は一切ございませんので、みんなが言っているということですが、みんなって誰が言っているのか分かりませんが、私がタッチペンでプリウスの修理をしているなんていうことは一切ございませんので、ぜひ、事実と異なることを議場でおっしゃらないようお願いしたいというふうに思います。

その上で、環境対応の電気自動車やハイブリッド車などの導入については、今後順次検討していきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 私も事実かどうか分かりませんが、経年劣化というのは分からないんですよ。だって、車を普通に置いておいて、車を運転して、だって、修理するようなことになりますかね。正直どうでもいいようなことかもしれないけれども、そういうところから始まるんですよ。これはここで言ってもしょうがないので、終わりにしますけれども、電気自動車も時代の流れの中で、こういったものも積極的に取り入れていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。

ここで10分間の暫時休憩といたします。35分より再開いたします。

午後 2時24分休憩

午後 2時35分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

続いて、通告第5号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。
7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を開始しますが、60分という時間的な制限の中で、簡潔に質問をいたしますので、答弁も簡潔にお願いをいたします。

それでは、1点目についてお尋ねいたします。

総合野外活動センターうぐいすの里についてであります。

まず、1点目として、利用状況について、グラウンド、テニスコート、また体験学習等についてご報告を求めます。

また、2番目として、平成24年9月で宿泊施設を終了しておりますが、今後、町はうぐいすの里について、どのような方針を持っているのかお尋ねいたします。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、7番三村議員のご質問に回答させていただきます。

総合野外活動センターうぐいすの里の利用状況についてですが、現在、グラウンドとテニスコートのみご利用いただいております。令和元年度の実績では、野球、サッカー、グラウンドゴルフでの利用人数が2,570名、そのほかにシクロクロスの大会がありましたので、それも含めると2,895人となっております。グラウンドのほうの利用者は約3,000名となっております。テニスコートの利用人数は106名となっております。

というような利用状況でして、この3,000名と100名という数字について、まだまだ不十分ではないかというようなご指摘につきましては、真摯に受け止めたいというふうに思っております。

また、宿泊施設を終了しているところでありますが、うぐいすの里では、ケビン等の宿泊施設は平成24年9月で閉鎖をしております。展望プール、バーベキュー施設は、現在利用できない状況にあります。展望風呂については平成19年、プールについては平成22年、宿泊施設については平成25年、バーベキューハウスについては平成26年に休止をしております。

使用できない施設については、原因となる設備の問題がございます。現在は、うぐいすの里のスポーツ施設を生かし、引き続き観光レクリエーションの拠点として活用できるよう、適切な維持・更新体制を検討し、地域振興につなげていかなければならないと考えておりますが、今後にぎわいのある施設として、てこ入れするのか、何か違った形で活用するかなどについても、これから次の指定管理の期間内のうちに検討を進めてまいりたいと

いうふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） まず1点目、うぐいすの里については、二、三日前に内部を見てきました。その中で、町長は今後の方針として、にぎわいのある施設となるようにこ入れをしようというけれども、あの今の状況と利用者を見て、そういう考えが浮かぶというのは私には信じられない。厳しいことを言うようだけれども、テニスコートやグラウンドについては利用は可能かもしれないけれども、厳しいんじゃないかということを指摘します。

そこで、コロナの中、休止をしたというのものもあるんだけれども、今3,000人ぐらいが利用しているという答弁ですが、今年度、今までの利用料収入は幾らあるのか。また、この施設を運営するための年間の経費は、どれぐらいかかっているのかをお尋ねします。

その後、また続いて質問しますので、その2点について答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

今後の方針についてですが、先ほど答弁をもう一度振り返りますと、にぎわいのある施設になるようにこ入れをするか、また別に、何か違った形で民間の力を活用するとかを次の指定管理期間内に検討していきたいということで、にぎわいのある施設となるよう、町自らでこ入れするだけではなくて、何か別の違った形で、ほかの民間企業等にお渡しするという含めて、どういう形で活用できるか検討していきたいということでございます。

議員ご指摘のとおり、宿泊施設の建物については、傷みが激しくなっている建物もございます。私も今回貴重なご指摘をいただいたので……

○7番（三村孝信君） 議長、聞いていない。

利用料金が幾らで、経費が幾らかだけ聞いているので、時間の無駄。

○町長（上遠野 修君） 利用料金は、グラウンドのほうで24万1,320円、それから、テニスコートが3万6,380円でございます。管理費については、指定管理料で780万円となっております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 今、改めて言うまでもないことではしょうが、経費が700万以上かかっていて、収入が24万と3万6,800円、両方合わせても30万いかない。

この状況において、今後検討しますと。今後というのは、町長、どのくらいの期間を想定しているのかお尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今後3年程度を検討期間として考えております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 3年を考えると。その3年の根拠は何ですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 現在、うぐいすの里は借地になっておりますが、借地の期限が令和6年までとなっております。令和6年までは、契約により借地を続ける必要があるという、一方的にもし解除するとなれば、原況復旧が必要になりますので、山びこの郷におきましても、解体費だけで1億円ぐらいかかるような試算がありましたが、結果としては七里の森ということで、新たな民間事業者にお譲りすることができたので、町としては多額の解体工事を……

○7番（三村孝信君） ちょっと七里は聞いていない。

○町長（上遠野 修君） 負担することを免れましたが、借地期間の期限が3年ですので、その3年のうちに結論を得たいということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） その3年というのは、契約期間ということですよ。そうすると、この契約を結んだのは何年何月なのか答弁ください。数字だけでいいですよ。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 契約の更新は、31年4月となっております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） さて、いいですか。この状況が生まれたのは、先ほどの繰り返しになるけれども、展望風呂を休止したのが平成19年4月、プールが22年4月、宿泊施設が25年4月、バーベキューハウスが26年5月、全てグラウンド以外は、契約更新する前にやめているんです。だとすれば、31年4月に契約を更新するときに、この施設をどうするかということを真剣に考えたとは思えない。答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 30年、31年度予算の計上のときに、確かに真剣な検討をすべきではあったかというふうに思います。

借地契約について、5年更新で行っておりますので、契約期間があと3年あるというこ

とで、その3年という期限の中で、次に借地の更新をするのかしないのか、どういった形で活用するのか、それが次の契約の期限までには結論を出さなければならないというふうに考えております。

また、前回のときに、そういった議論が十分に行われていなかったのではないかとというご指摘については、真摯に受け止めさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 3年という区切り、これ、契約を31年4月に結んだということで、今答弁を受けたけれども、一つ、どれだけ緊張感がなかったかというのは、これ、錫高野のかかし祭りやる道路がありますね。そこに非常に大きな、うぐいすの里展望風呂1.5キロ手前という大きな看板が立っているんですよ。ここに、休止しているとか使用できないとか、一言も書いていないよ、これ。それが平成19年の話でしょう、使えなくなったのが。この緊張感のなさが、こういう31年4月に契約をするなんていうことにつながってくるんですよ。

だから、本当に、これは町長、きちっとやらないと、あと3年というけれども、すぐにも検討を始めてくださいね。そんな余裕ないはずですよ、我が町にね。

次の質問に移ります。

それでは、2番目の質問に移ります。

これは、町診療所（医科、歯科）について、1番目として、コロナの影響下で受診控えが多く見られると。民間の医療機関も厳しい経営を迫られている。そこで、当町の診療所（歯科、医科）、そういう状況をまず問います。

また、2番目として、来年度の診療所関連の予算をどのように捉えているかをお尋ねします。

（3）番目に関しては、また後ほど質問させていただきます。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、7番三村議員のご質問に回答させていただきます。

今年7月から8月にかけて、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会の合同で、新型コロナウイルスの感染拡大による病院経営の状況調査を実施しました。その調査によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響で、全国の医療機関の7割が赤字に転落したという結果が出ております。

沢山及び七会診療所においても例外ではなく、医科、歯科共に厳しい状況が続いております。患者のニーズにつきましても、4月7日に非常事態宣言が発令されたのをきっかけに、医科では診療を控える人が増え、歯科では予約のキャンセルが相次いでおります。6

月になって新規コロナ患者が落ち着き、平年並みになりましたが、8月に城里町内でクラスターが発生し、患者さんが再び大幅に減ってしまいました。現在も県内で新型コロナウイルス感染症の第3波と見られる状況が続いており、町内での発生もいつ起こるか分からない中、今後も厳しい状況が続くと考えられます。

診療収入につきましては、11月末現在で、令和元年と令和2年を比較して約10%の収入減となっております。

続きまして、2番目の質問、来年度の診療所関連の予算にどのように影響するのかというところでございますが、県はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることが困難なため、新たな診療・検査体制を構築し、11月から新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直しを行い、発熱等の症状がある方は地域の診療所等で受け入れることになりました。そのため、七会診療所でも、新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関としての業務を始めたところでございます。

今後、感染者が爆発的に増え、医療従事者にも感染者が出てしまうようなことになると、一定期間は休止にせざるを得ない状況も予想されます。そのような状況になれば、診療収入も減少し、診療を再開しても風評被害等、甚大な影響が出ると考えられるところではあります。

歳出では、平成28年度に行った新七会診療所歳出で記載した過疎対策事業債の元利償還が令和3年度から始まりますので、歳出が増えますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により歳入が減少することも考えられますので、その分、一般会計からの繰入金が増える可能性もございます。

そのような状況の中ではありますが、一方で、来年、接種開始が予定されている新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、全町民で希望者にはワクチンを打つという事業があるわけでありましたが、七会診療所についてもワクチン接種事業を積極的に行い、診療収入の増加、赤字の縮小に努めてまいりたいというふうに考えております。

町で唯一の公立の診療所として、例えばかかりつけ医がいない方などで、予防接種を七会診療所で受けてほしいというようなお声があれば、積極的に町民のために予防接種を受け付けて、診療収入の増加、赤字の減少等にもつなげてまいりたいと思います。ご理解のほど、お願いしたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） この質問の趣旨は、受診控えをした人が重患になったり、高齢者等が定期検査や、そういったものに不安で行けないと、そういう状況がある。それを何とか安心感を与えながら、解消してもらいたいということです。

これは、インフルエンザの流行に関しては、インフルエンザとコロナと両方が同時に流行して、大変なことになるのではないかとというような予想もあったんですが、11月の患者

数、これは全国のなんですが、前年と比べると、何と9割減っているというんですよ。だから、本当にインフルエンザの患者というのは非常に減っていると。だから、同時にインフルエンザと新型コロナと、両方大きな流行は起こらないのかもしれないと。

その要因として、マスク着用、手洗い、うがい、こういった風邪の予防の基本的なやつ、また安全な距離を取るという、そういったことが浸透しているのかなという気がします。

また、町長も触れられましたが、早期の、これはインフルエンザのワクチンもそうなんです、インフルエンザのワクチン接種は、これは増えているんです。町長がおっしゃったのは新型コロナに対するワクチンでしょうが、そういったことに対する役割、それは保険、町の診療所ですか、そういったところで十分活用されて、役立ってほしいなということです。

また、もう一点としては、来年度予算において、やはり厳しい状況に置かれるかもしれないけれども、これは一般会計からの繰出しもやむを得ないという、私は認識を持っています。やはり医療体制を何としても守らなきゃならないと。これは町立の医療機関だけではなく、町内にある民間の医療施設でも非常に厳しい状況にある。そういったときに、やはり我々もそういったときには、援助やそういったものをためらうことなく、積極的に行うと、そういうことが大切なのではないかというふうに思っております。

そこで、続いて、(3)の質問に移らせていただきます。

病院に関連しては、私は町長が2期目に当選してから、毎年1回、今の季節に、町長の公約である病院誘致について質問をしてみました。

今日は、これ、継続は力なりという、町長の選挙リーフレットだと思うんですが、この一番最初の、当然本人はご存じでしょうけれども、一番最初に、町の中心に新しい病院をとこのを公約に掲げています。ちょっと、忘れていってしまうのがないので読みますけれども、子供からお年寄りまで安心してかかれる中核医療施設の石塚への誘致を目指します。住民代表や議員代表に参加してもらって検討会を設置して、病院建設計画を具体化していきます。病院誘致に係る財源を確定させるため、基金条例を提案しますという3点書いてあるんですね。

町長、私は、そのほかの点、ずっとこれ丁寧に読んでみました。そういう中で、公約どおり、町長がきちんとやっていることのほうが多いぐらいですよ。本当にその点では、よくやっているなというのは、これは一言言っておきますよ。ただし、この新しい病院に関しては、今挙げた3点、いかななものかと思うんですよ。町長どうですか、答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

三村議員のご指摘いただいた検討委員会等につきましては、来年の当初予算で、ぜひ議会にお認めいただきたいというふうに考え、これから予算編成に当たっていききたいというふうに思います。

また、現在の進捗状況ですが、第2期総合計画の中で、町民2,000名の方に対してアンケート調査を行いまして、町民のニーズをすくい上げております。2,000通アンケートを配布しまして、854通の回答がありましたが、その中でも、病院の誘致を希望するような回答が多数見られておりますので、住民の皆さん方からも、最も重要な施策として医療体制の充実が挙げられておりますので、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 私、今の町長の答弁は当選直後かと思う。とても任期をあと1年に残して、審議会を設置する予算をつけますなんていうのは、3年間どうしていたんだということじゃないですか。

私は、町長が当選されて、こういった病院を誘致するといったときに、東京のある23区の例を取りまして、そこは成功した例なんだけれども、検討委員会をつくって答申を得て、そこも公募をかけるんですね。公募をかけて、そこはうまく応募した病院があったんですよ。あって、それで、開院するまでに4年の歳月を要しています。これは成功してですよ。

来年、検討委員会を設置するというけれども、じゃ、今まで3年間は、どのような活動をしていたのか、再度お尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） これまでの3年間でありましたが、これまで、城里町に進出してくれる医療法人があるかどうか、そういったことに関する情報収集などを行ってまいりました。

また、今年度につきましては、病院も含めてですが、住民のニーズ調査を行っているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 町長、町長の立場で誘致活動をするということになると、例えば町長が、個人的ないろんなつてを頼って、病院をどうかしたいんだけどという活動、それから、役所へ飛び込んで行ってどうか、病院へ行ってどうか、これは誘致活動といえるのかというのが一つあります。

一つ、私が町長に確認したいのは、これまで町長がいろんな誘致活動してきたというのであれば、これまで誘致活動に対して予算措置をしたことはあるんですかというの、これをお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 誘致活動そのものに関する予算はございません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ということは、我々が誘致活動と呼ぶ、役所が動くということは、予算がなきゃ動けないわけですよ。町長1人で動くんじゃないですよ、組織というのは。やっぱり職員を動かす、いろんな審議会をつくって動かす、そういったことで初めて誘致活動になるんじゃないかと思うんですよ。

ということを考えて、今まで3年間はしていないというふうに私は思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘については真摯に受け止めたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 受け止めたからには、残り1年間があるわけで、今までの3年分を取り返すような気持ちで頑張ってもらわなければならないんです。

一つ、私は病院について、我々自由民主党常北支部で、支部長をはじめ幹事長、病院の誘致ということでは、町長にもいろいろお願いをしているところがあると思うんですが、そういう中で、私は県、それから医師会、その中で、中核病院というのは、ベッド数の関係からも非常に厳しいということは指摘されていると思うんですよ。そうすると、町長がここで言っている中核医療施設というのは、実は厳しいんじゃないかと。だとすれば、中核病院ではない形で、どういったものを誘致できるかと、そういうことを考えたほうが現実的じゃないですかと。

ある水戸の中心街のほうにいる方ですが、城里町と水戸市内を比べたときに、救急車で搬送されるスピードを考えたら、城里町のほうが速いんじゃないですかという意見もあつたんですよ。城里町には消防署の支所もあり、しかも大宮の済生会、水戸市の済生会、協同病院、いろんなところへ送れるじゃないですかと。水戸市のほうが今、渋滞や何かに巻き込まれたら大変なんですよと。あなたたちはそれだけ恵まれている。消防施設だってあって、救急車だって物すごい、何回も出ているじゃないですかと。それ以上言っていたら、その人は議員ですが、委託費を上げてもいいぐらいだなんて言い出したので、とんでもないと言ったんですけれどもね、消防の。

だから、そういう状況で考えてみると、現実的に、この城里町へ来てくれる病院を誘致すると、しっかりした目標を持ってやっていただきたい。だから、ここでいっている中核

医療施設というのは厳しいのではないかということなんですが、町長どうですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

中核医療施設ということで、中核が何を意味するかということころは、いろいろとあると思うんですが、おっしゃるとおり、例えば救急機能を持つとかいうのは難しいのではないかというふうに思います。

ちなみに、今年、先ほど申し上げましたが、約2,000名に対してアンケート用紙を送ったアンケート調査で、町民からのアンケート調査が返ってきておりまして、新たな病院が必要と考える方々に、じゃ、どのような病院が必要ですかということについて回答を得ています。そのうち、「高度な治療、救急医療や手術を受けられる病院」と答えた方は約2割でありまして、8割の方は救急や高度な治療以外を期待していると、新たな病院に。じゃ、残り8割の救急や高度医療を期待しない城里町民の方々が、どういう病院を期待しているのかということ、次のようなものになります。

身近な病気やけがで入院等が受けられる病院、骨折とかそういうことでいいんだと思います、腰が痛いとかですね、そういう身近な病気やけがで入院できる病院。それから、長期の入院や人生の最期をみとってくれる病院ということがその次ですね。それから、様々な診療科が集まるモールというのがありまして、そういった救急医療以外を担う病院が新たにあるべきだというようなご意見が多いということが確認できましたので、目標としても救急病院、高度病院ではなくて、先ほど例示されたような病院の誘致という方向で考えていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 認識としては、町長、それでいいんですよ。

基本的には今、地方病院、山崎先生のところが果たしている役割というのはすごく大きいんですよ。中核病院で2週間、1か月入院して、さあ転院先はといわれたときに、受け入れる病院というのはなかなかない。そういうときに、山崎先生のところで終末期の医療を診ていただけると。どれだけの町民が助かっているかね。そういうことを考えると、終末期の安心した医療が受けられるような病院というのは、非常に的を射ていると思います。

そういうことを頭に入れて、ぜひ、予算今ですよ、やっているの。自分で決められるんですから、よその予算ばかりいじっていないで、自分の審議会をつくる予算を計上して、早速新年度から審議会をつくる、検討委員会をつくる、そして動き出してほしいと思います。

以上で病院については終わりにして、次、3番目、マイナンバーカードについてご質問します。

総務省はマイナポイントについて、2021年3月までとしていた実施期間を延長し、普及を後押しする方針だというんですね。2022年度までには全国民に行き渡らせるとの目標を掲げるが、実際、普及率は2割程度だと。マイナポイントにおいては、その2割の中の、さらに減少しまして、940万人足らずであるということなんです。

そこで、当町における現状と、マイナンバーカード、プラス、マイナポイントの普及に、どのように今後取り組む所存かお尋ねいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き質問に回答させていただきます。

マイナポイントは、マイナンバーカードの所有者に最大5,000円のポイントを還元する国の制度でございます。来年3月末までの期限が、9月まで延長される方針が示されたところです。

私も、家族5人全員分マイナンバーカードを作りまして、マイナポイントも取得しました。コンビニエンスストア系のカードにマイナポイントを充当しまして、実際買物ができることも確認しましたが、大変便利な制度であるという印象を受けました。

制度上、マイナポイントの取得には、マイナンバーカードの普及が前提となることから、町では昨年度から体制を強化し、町民課窓口で申請補助を行える体制を整え、町広報誌でも4回にわたってPRをしてきました。これらの取組を通じ、昨年11月の時点で9.2%であった普及率が本年11月22日には16.2%と、1,820件から3,131件へと一気に普及が城里町内で進んだところであります。しかし、まだまだ不十分な点もありますので、引き続き広報誌等で特集を組んでPRを行うとともに、町民課の窓口での申請支援を続けていきたいと思っております。

一番簡単なのは、運転免許証を持って、とにかく町民課に来ていただければ、それで申請の手続をやりますからということで、聞かれれば、私はそのように答えているんですが、いろいろインターネット申請とか、様々な制度がありますが、結局は、運転免許証を持って町民課の窓口で相談していただければ、マイナンバーカードを発行するし、マイナポイントも付与しますということで、そういった単純なメッセージを、しっかりと町民向けにPRしていきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） まず1点ですが、マイナンバーカードが普及しないという点に関して、制度に対する不信感というのが国民の中にあると思うんですよ。それに業を煮やした総務省が、ご褒美をあげるからカードを作りなさいよということだと思ってるんですよ、これ。ところが、国民もなかなかしっかりしたもので、おいそれと、そうですかと作らなか

ったんですね。だから、2割ぐらいしか作っていない。

しかも、総務省が今度、この仕事関係がデジタル庁に移っちゃうので、最後に作っていない8,000万人に対して郵送して、電子登録できますよという事業をやるというんです。しかし、それがどれだけ普及されるか、電子登録というのが一つ壁になるという、高齢者じゃなくても、いると思うんですよ。

しかも、今、町長は非常に、家族5人でしたっけ、全員がマイナポイントを入れて、非常に便利だと言っていました、この中にマイナポイントをつけている人というのは、手を挙げてくださいと言いませんよ、言わないけれども、またこれ、全員がそれを行っている人ばかりじゃないと思うんですよ。

町長は非常に便利なポイントだと言ったけれども、多くの人から見たら、これは使いづらいんですよ。便利だと言っている町長じゃなくて、使いづらいと感じているのは、これはどこが所管なんですか、マイナポイントはまち戦。まち戦の、じゃ課長、ポイント入れましたか。入っていないの。じゃ、あなたが答弁してよ、何で入っていないの、それ。普及しない原因はあなただ。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、マイナンバーカードは取得しまして、いつでも、すぐにでも換えられる準備はして、かばんの中に持ち歩いているんですが、なかなか自分でも申請がしづらく、町民課に行く時間を見つけて、すぐやってきます。すみません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） これ、まち戦の課長が答弁したけれども、多くの町民はこのとおりですからね。非常に分かりづらい。これは会社によっても、やり方が違ったりするんですよ。

そこで、質問なんです、最終的に、スマホや電子登録ができるという人はいい。しかし、中には、個人カードは作りました、しかし、そういったやり方が分からないよという人が出てきますよ。そういう人に対して、町はどのように考えているのか、これを最後の質問にします。答弁をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） マイナンバーカードの普及申請におきまして、総務省から、こういう活動をやりなさいということで、様々な例示をいただいております。その中で、最も効果があると思われるのは出張申請で、例えばシルバーリハビリ体操をやっている教室のところに町の職員が行って、その場で用紙を配って、写真も撮ってあげて、そういった

人が集まっているところに職員が出向いて行って申請をしてあげるといふ、出張申請というやり方をやるといいのではないかというような例示も受けておりまして、城里町も今年、それをやることも考えたんですが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、人を集めないほうがいい、人が集まるところにあまり行かないほうがいいということで、今年につきましてはそれをやりませんでした。

国からは、そういうことをやる場合、100%人件費見ますよというようなこともあったんですが、恐らくほかの自治体でも、そういった出張申請やろうと考えていたところも、コロナの影響で今年ではできなかったところは多いかと思います。

来年度以降、コロナウイルスがちゃんと収まってからでないと、人を集めてそこに行くというやり方が難しいかとは思いますが、そういったやり方も今後検討していかなければならないと思いますし、また、新聞等の報道になりますが、運転免許証がマイナンバーカードに数年後なるというような方針等も聞いておりまして、もしそういうことになれば一気に普及が進みますので、そういった国の方針というのもよく注視しながら、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ちょっと今、終わりにしようと思ったんだけど、町長、最後に言ったのが、運転免許証がマイナンバーカードになる。

○町長（上遠野 修君） 連携するというのがデジタル庁で検討されている。

○7番（三村孝信君） そうしたら、余計作る人がなくなっちゃうんじゃないの。そんな、あなたの答弁で、そんなこと町民が知ったら、何だ、じゃ3年待つてようかになっちゃうよ。

それはさておいても、町長がさっき、町はいろんな取組を通じて、昨年同時期の普及率が9.2%から、本年の11月22日で16.2%と、大きく普及が進んだと、これよく見てくださいよ、たった7%でしょう。行政というのは、7%をこういうふうに言っちゃうんだよね。これは、たった7%だと思うんですよ、私は。たった7%しか反応していないと。

マイナポイントは、だから、これの半分ぐらいしか、カードを作った人だって半分ぐらいしか利用していないと、その使い勝手の悪さは、2万円入れないと5,000円つかないとか、これが非常に使いづらいんですよ。

年金もらっている人が、一つのカード、nanacoでも何でもいいですけども、それに2万円入れて5,000円もらう、これはなかなかできないんですよ。だから、そういう制度設計も問題あるのかもしれないけれども、ぜひ町長はじめ担当課の皆さんには、そういう恩恵に属することがなかなか難しいというような人たちを何とかすくい上げていただきたいということをもちまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日は議案調査及び議案整理のため休会とし、11日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時21分散会